

船員の 働き方改革・健康確保 WEB説明会

国土交通省 海事局 船員政策課

2023年4月 第2弾

船員の
働き方改革

事業者向け説明会資料
Ver1.2 令和4年10月14日

本資料については
説明会の際の質疑応答の内容などを踏まえ、
加筆・修正を行う予定です。

この場合には、国土交通省海事局の
ウェブページ中の次の特設ページに
最新版の資料を掲載させていただきます。

「船員の働き方改革」

⇒ https://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_tk4_000026.html

「船員の健康確保について」

⇒ https://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_tk4_000029.html

その際、表紙右下の日付・バージョンをご確認ください。

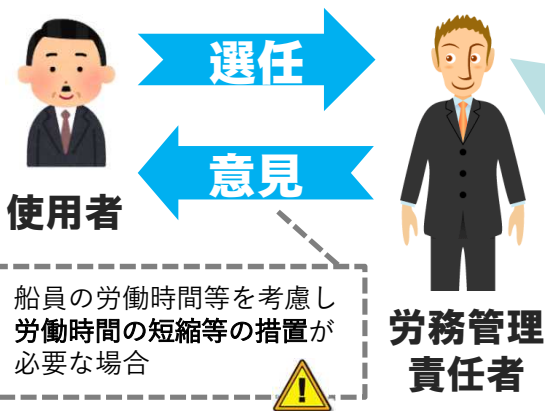
「船員の働き方改革」の推進

- ❑ 船員法改正により、船舶所有者（使用者）が選任する労務管理責任者の下で、船員の労働時間の状況を把握し、各船員の状況に応じた適切な措置（例：労働時間の短縮等）を講ずる仕組みを構築し、船員の労務管理の適正化を図る。
- ❑ そのほか、健康検査の結果を通じて船員の健康状態を把握し、必要な就業上の措置を講ずる仕組みを構築するとともに、産業医やストレスチェックの制度を導入し、船員の健康確保を図る。

法改正事項

船員の労務管理の適正化

【R4.4.1 施行】



- ・ 労務管理記録簿の作成・備置き
- ・ 船員の労働時間の状況の把握
- ・ 船員の健康状態の把握
- ・ 船員からの職業生活に関する相談



船員の健康確保

○ 全ての船舶所有者 【R5.4.1 施行】

健康検査結果に基づく健康管理

○ 常時50人以上船員を使用する船舶所有者

- ・ 産業医による健康管理等
- ・ 長時間労働者への面接指導
- ・ ストレスチェック



労働時間規制の範囲の見直し

【R5.4.1 施行】

当直の引継ぎや操練を労働時間規制の対象に



多様な働き方の推進等

【随時実施】

各種ガイドラインやモデル就業規則の作成 等

健康確保もスタート

船員の
働き方改革

船員の健康確保について

国土交通省 海事局 船員政策課

- 1. なぜ今、船員の健康確保なのか？**
2. 何が変わる？（船員労働安全衛生規則等の改正）
3. その他船員の健康確保の取組、支援ツール

なぜ船員の健康確保なのか

職場内でこういったことはありませんか？

- ✓ 船員の突発的な病気等による急な下船や、病状の悪化による長期休業
- ✓ 採用し、育成した船員の間人関係を理由とした退職

⇒ **船舶の配乗計画や船舶の運航に支障も！！**



船員の健康状態をどの程度把握できていますか？

- ✓ 船員の健康状態（持病・服薬状況、通院状況等）をしっかりと把握した上で、船員の配乗管理等ができていますか？
- ✓ 船員のメンタルヘルスの状態を把握できていますか？

労働時間



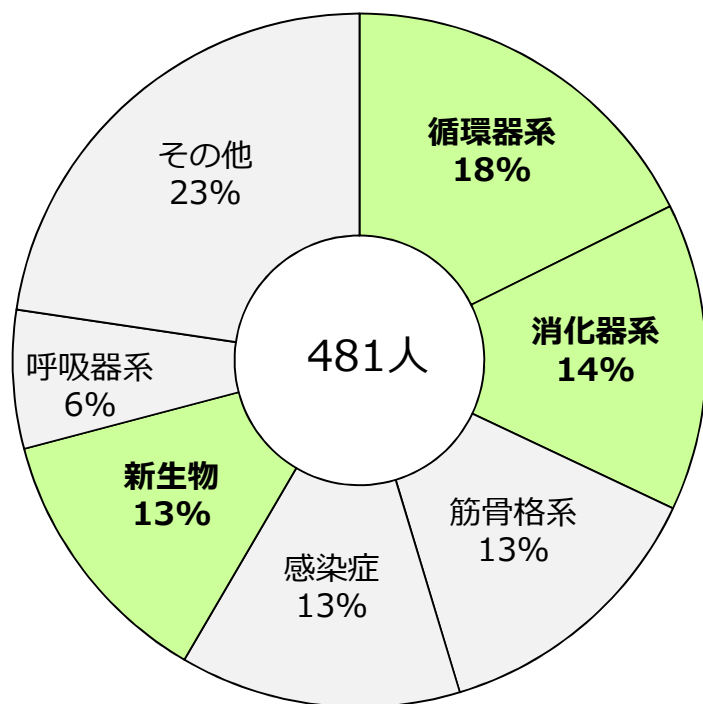
人間関係



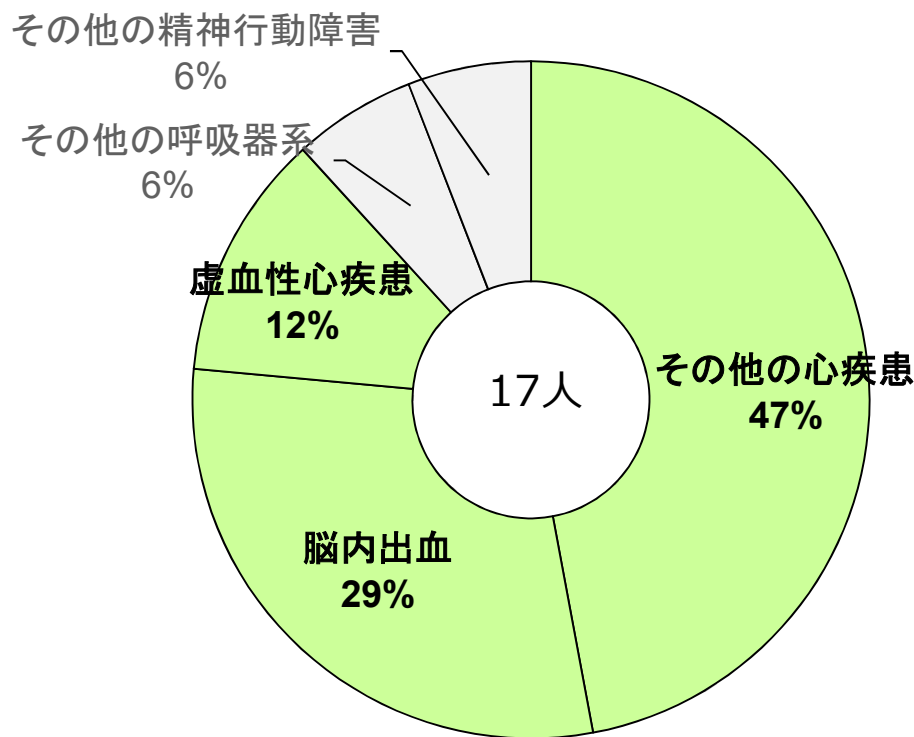
船員の健康の現状①（船員の疾病状況）

- ✓ 船員の疾病のうち、約半数が生活習慣病。
- ✓ 船員の疾病による死亡者の約9割が生活習慣病に関連する疾患によるもの。

船員の疾病の種類別発生状況



船員の疾病による死亡原因



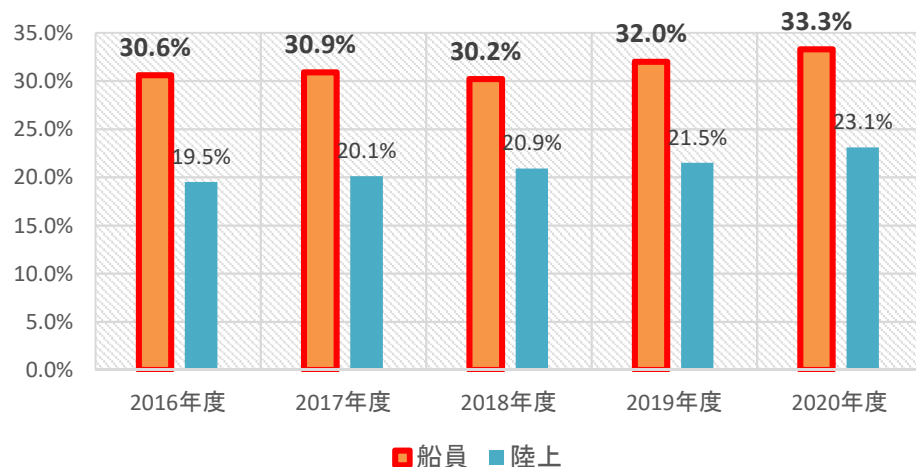
船員の健康の現状②（メタボリックシンドローム、喫煙の状況）

- ✓ 船員は、陸上労働者と比べ、メタボリックシンドロームの割合が10%以上高い。
- ✓ 船員は、陸上労働者と比べ、喫煙者の割合が10%以上高い。

※ いずれも船員保険の加入者（船員）、健康保険の加入者（陸上労働者）との比較

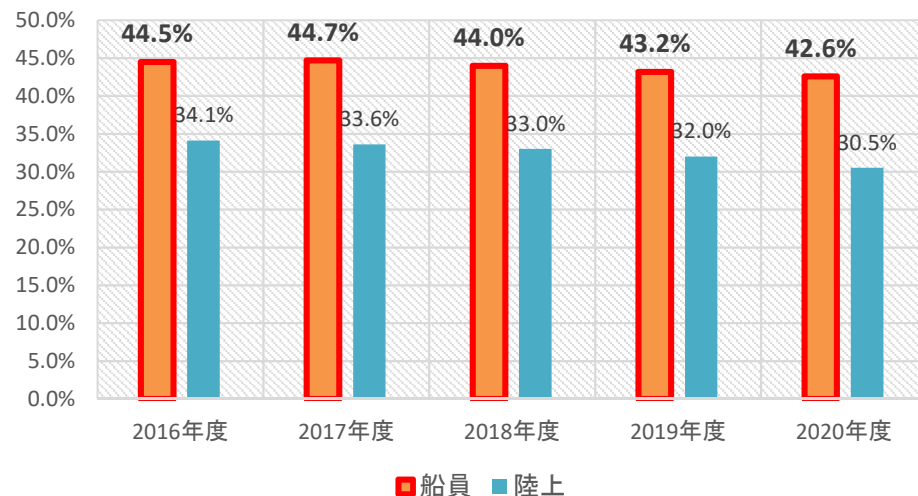
陸上と比較した船員のメタボリックシンドローム
該当者の割合の推移

(2016～2020年度)



陸上と比較した船員の喫煙率の推移

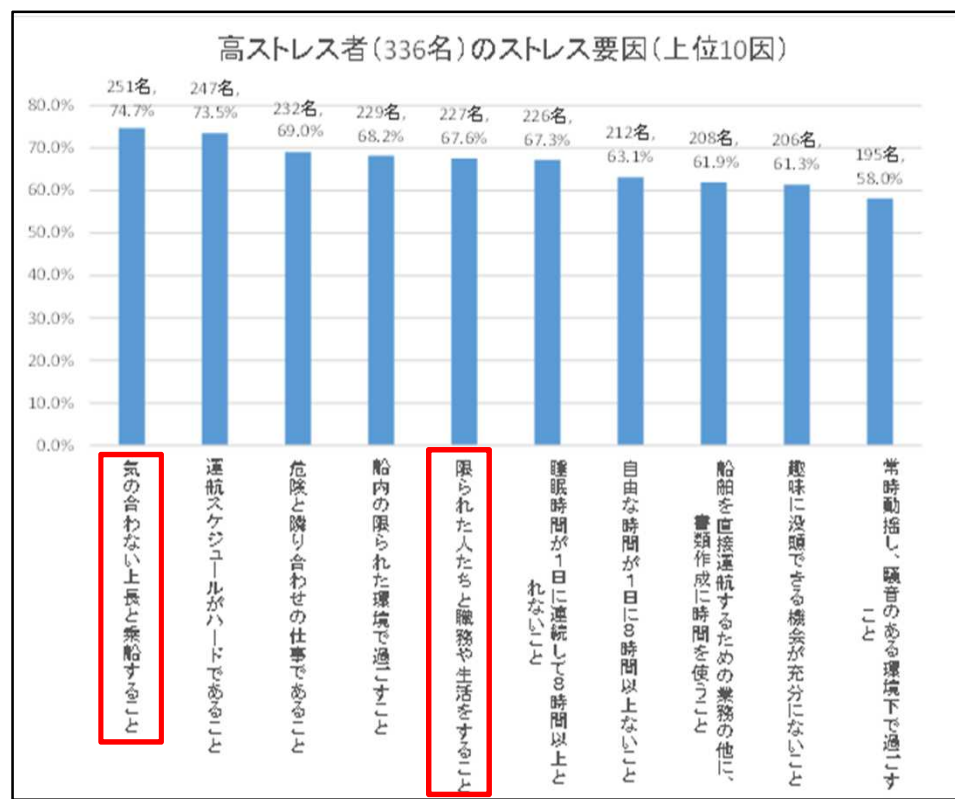
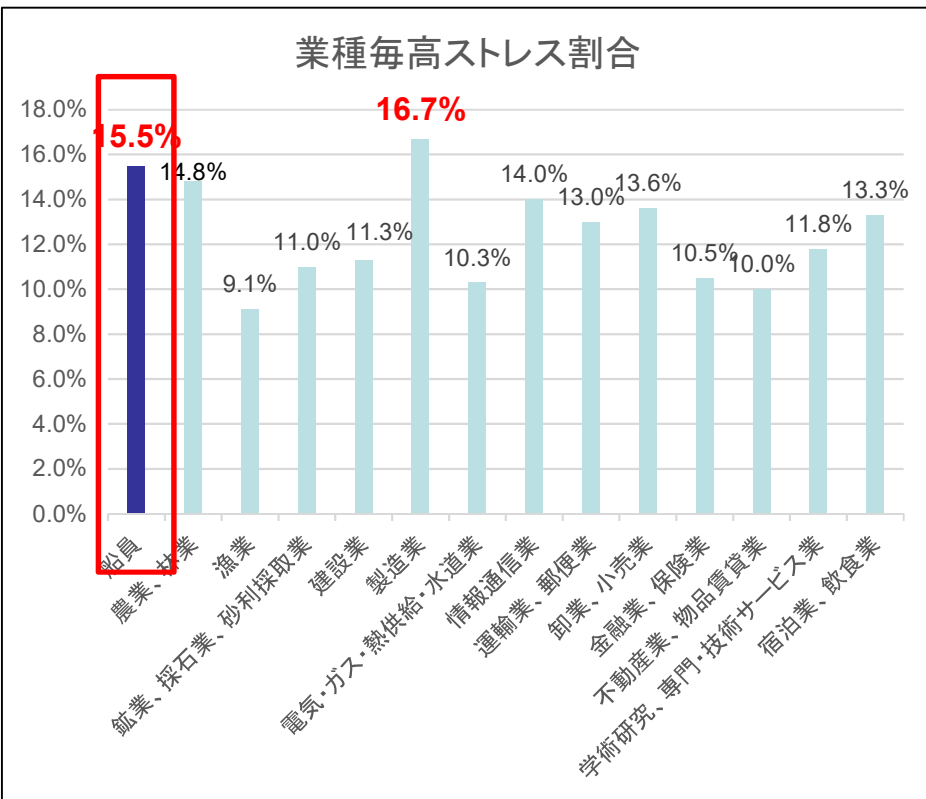
(2016～2020年度)



出典：全国健康保険協会船員保険部資料

船員の健康の現状③（高ストレス者の状況）

- ✓ 船員における高ストレス者の割合は、陸上の労働者と合わせた中でも、製造業に次いで高い値。
- ✓ 船員の中では、「人間関係」を高ストレスの要因としている者の割合が高い。



船員を取り巻く環境

✓ 船員に対する労働負荷の要因は様々

⇒ **船員の健康状態に大きく影響してくることも…**

船員



意欲ある人材が船員として健康に長く働き続けるには一層の船員の健康管理が必要

1. なぜ今、船員の健康確保なのか？

2. 何が変わる？（船員労働安全衛生規則等の改正）

（1）船員向け産業医制度

（2）健康検査結果に基づく健康管理

（3）過重労働対策

（4）メンタルヘルス対策

（5）その他

3. その他船員の健康確保の取組、支援ツール

船員の健康確保に関する課題

- ✓ 職住一体の生活により、人間関係の問題が陸上より深刻になりやすく、また、生活習慣病等の健康リスクが高い状況。
- ✓ 船員の健康管理については、健康証明を通じた船員個人による健康管理が中心で、船社全体で健康管理をサポートする仕組みとなっていない。
- ✓ 船内の衛生保持等については衛生管理者等が担っているが、メンタルヘルスや長時間労働者への対応等については、十分な専門的知見を有していない。

船員が抱える健康リスクの軽減を図るため、
陸上労働者に関する制度・取組みを参考にしつつ、

**医学的な見地を踏まえ船員の心身の健康確保を
図るための制度を新たに構築** (⇒次頁参照)

船員が健康で長く働き続けられる職場づくりを実現！！

船員の健康確保を図るため、新たに4つの制度を導入

① 船員向け産業医制度

- 船内巡視による作業環境・衛生状態の把握（→健康障害の防止措置）
- 健康検査結果に基づく指導
- 長時間労働者への面接指導
- 高ストレス者への面接指導



等

② 健康検査結果に基づく健康管理

- 健康検査に係る診断結果の提出
- 診断結果等の保存
- 健康検査結果の医師からの意見聴取
- 事後措置（※）

等



③ 過重労働対策

- 長時間労働の船員に対する医師による面接指導
- 面接指導の結果の記録
- 面接指導結果の医師からの意見聴取
- 事後措置（※）



等

④ メンタルヘルス対策

- ストレスチェック検査の実施
- 検査結果の記録
- 検査結果の分析等
- 高ストレス者への面接指導
- 事後措置（※）

等



※ 就業場所の変更、乗船期間の短縮 等



✓ 上記①、③、④は、「常時50人以上の船員を使用する船舶所有者」（※1）に対し義務付け（上記船舶所有者以外は努力義務） ※1 次頁にて解説

✓ 上記②、④は、船員のうち、「常時使用する船員」が当該措置の対象（※2） ※2 27頁にて解説

令和5年（2023年）4月1日より開始！！

「常時50人以上の船員を使用する」について

- ✓ 産業医の選任義務等の対象となる「**常時50人以上の船員を使用する船舶所有者**」の取扱いは次のとおり。

「船員」とは…（船員の定義）

- 「常時50人以上の船員」の「船員」とは、いわゆる常用雇用の船員のみが該当するのではなく、例えば、臨時雇い（期間雇用等）の船員であるか否かを問わず、季節的事業において使用される船員についても、当該「船員」に該当します。
- 派遣船員については、派遣先である船舶所有者と、派遣元事業主である船舶所有者の双方において、当該「船員」の数に含めることになります。

「常時～使用する」とは…

- 「常時50人以上の船員を使用」とは、常態として、使用している船員の数が50人以上であることをいうものですが、例えば、怪我や病気等により急な船員の下船があった場合に、当該船員を予備船員として雇用を維持しつつ、代替要員の補充のために採用をした場合の船員の増員については、常態として使用されていた船員に加えて、その船員の下船期間に限り代替的に増員したものであるため、「常時～使用する」には該当しません。
(⇒ 上記のケースの「船員」の数のカウントとしては、下船した船員の人数を下船後も引き続き含める一方で、補充した船員の数を含めないこととなります。)
- 上記「船員の定義」のとおり、臨時雇いの船員や派遣船員も、「常時50人以上の船員」の「船員」の定義には含まれますが、上記のような代替的な増員に該当する場合には、「常時～使用する」には該当しないこととなります。
- 他方で、増員であっても、体制強化等のために定常的な増員をするような場合は、当該増員した船員は、「常時～使用する」に該当することとなります。

(1) 船員向け産業医制度

船員向け産業医制度(概要)

対象 ➡ 常時50人以上の船員を使用する船舶所有者(左記以外の船舶所有者は努力義務)

- ✓ 船員の健康管理を行うためには、船員を使用する船舶所有者が、継続的に、医学的な立場からのサポートを受けることができる体制の構築が必要。
- ✓ このため、陸上の制度も参考に、船員向けの産業医制度を導入することとし、船舶所有者に対し、産業医の選任を義務付け、当該産業医が船員の健康管理等(※)のサポートを実施。

※ 面接指導やストレスチェックの実施、それらの結果に基づく船員の健康を保持するための措置等で医学に関する専門的知識を必要とするもの

<船舶所有者による主な対応事項>

①産業医の選任

(選任後、運輸局に報告書を提出)

②産業医の業務に関する船員への周知

③産業医に対する情報提供(※)

※ 長時間労働を行った船員の情報(氏名、超過労働時間数)等

④産業医に対する勧告・助言等の権限の付与

⑤産業医の船内巡視(年1回)

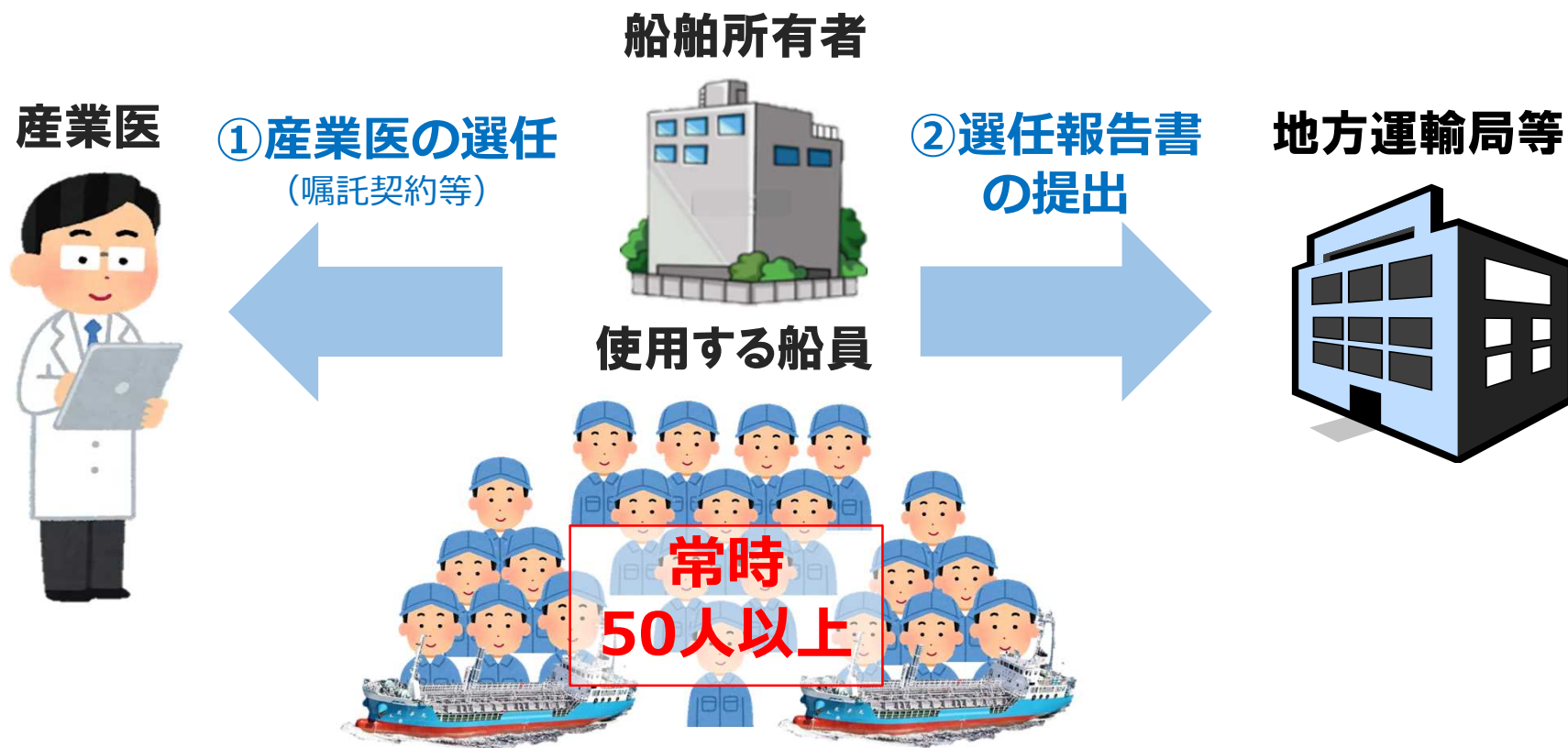
(上記巡視のほか、衛生管理者等による船内巡視の結果を産業医に提供(月1回))



産業医の選任

- ✓ 常時50人以上の船員を使用する船舶所有者は、産業医を選任すべき事由が発生した日から14日以内に産業医を選任
- ✓ 選任後は、遅滞なく、地方運輸局等へ報告書を提出

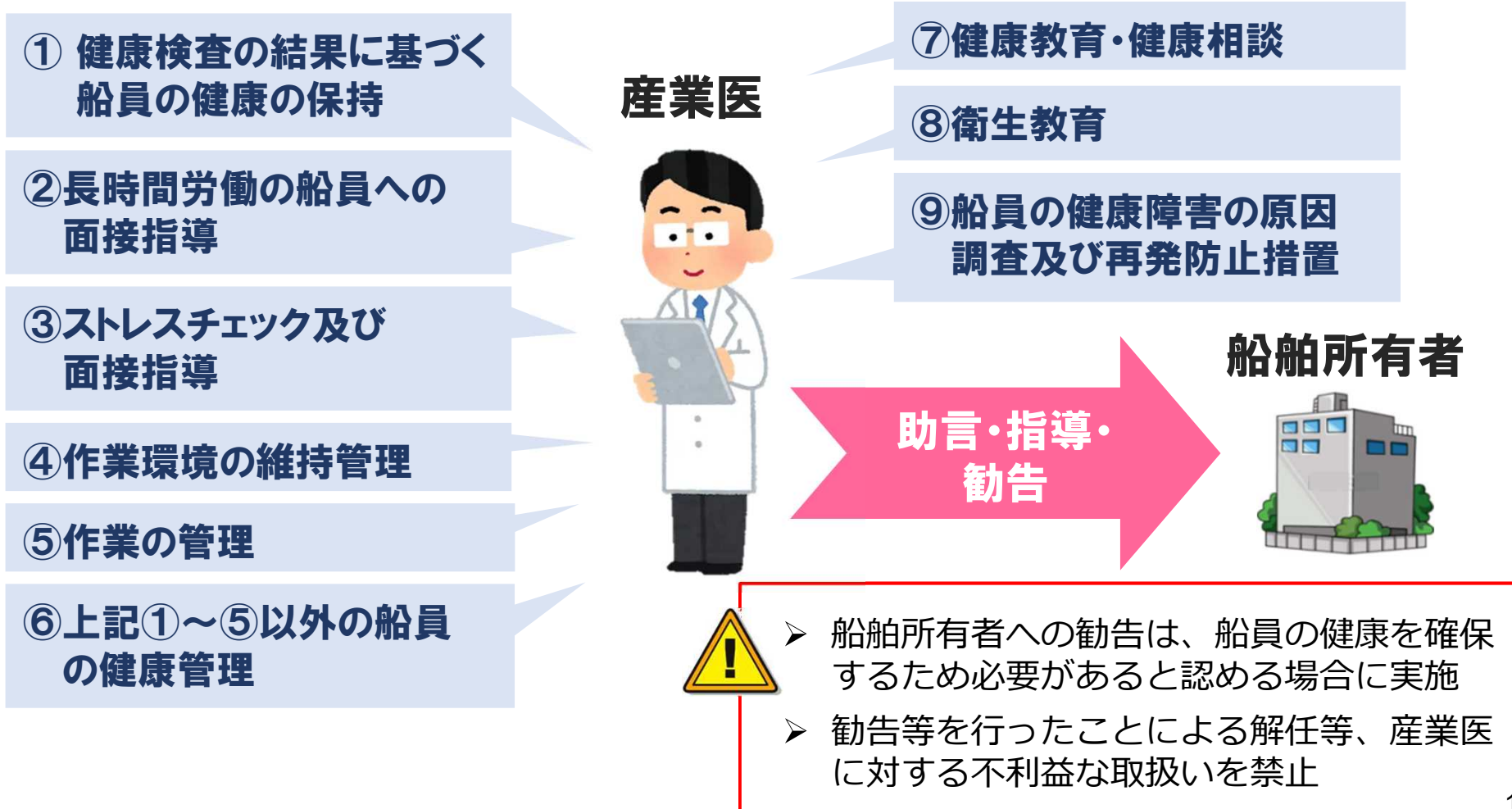
※産業医の要件は、陸上の産業医の要件と同様



産業医の役割と権限

- ✓ 産業医は、次の①～⑨の船員の健康管理等を実施。
- ✓ 船舶所有者への勧告や衛生管理者等^(※)への助言・指導等を行うことができる。

※衛生管理者のほか、衛生担当者、労務管理責任者等



産業医による船内巡視等の実施

船舶所有者は、産業医が船内の作業環境及び衛生状態を把握するために次の措置を実施

- ① 少なくとも月1回、衛生管理者又は衛生担当者等による巡視結果を産業医へ提供
- ② 少なくとも年1回、産業医による船内巡視

⇒ 産業医は、作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあるときは、船員の健康障害を防止するため必要な措置を実施

① 衛生管理者又は衛生担当者等による船内巡視（少なくとも月1回）



② 産業医による船内巡視（少なくとも年1回）

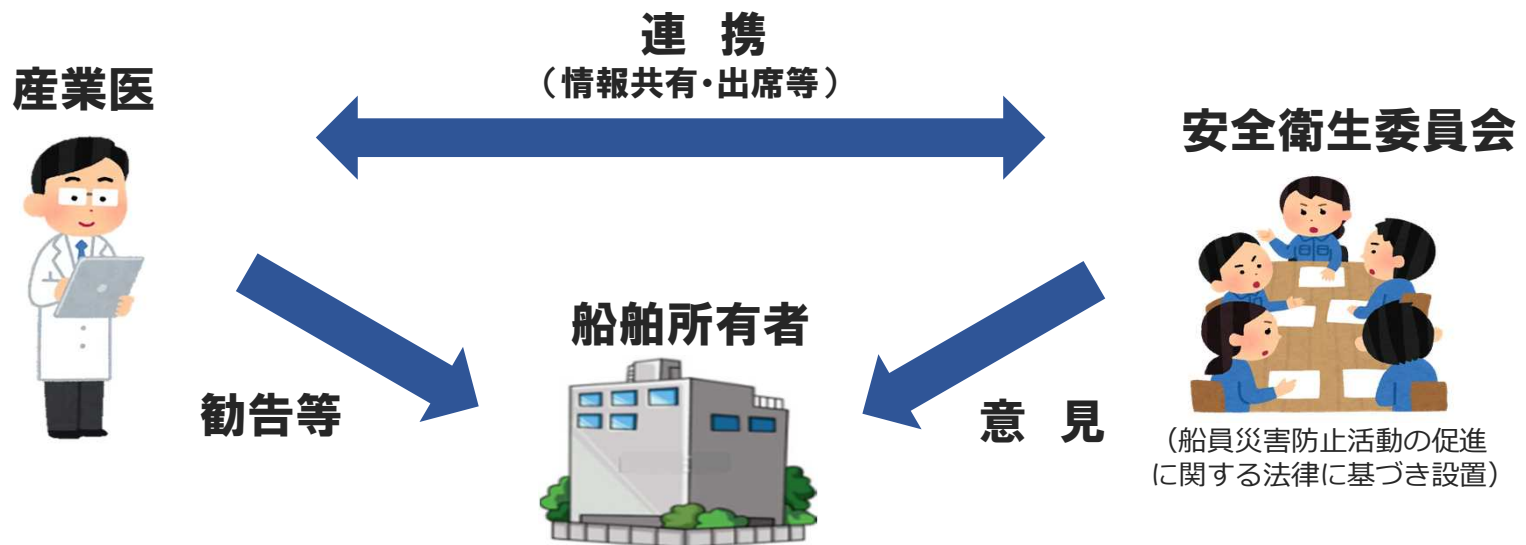
 船内巡視を実施する船舶の選定の際は、①の結果も考慮



産業医活動と安全衛生委員会の連携

- ✓ 安全衛生委員会は、船員の危険や健康障害を防止するための対策等について調査審議することを目的とし、常時50人以上の船員を使用する船舶所有者に設置が義務付け。
- ✓ その設置の目的から、産業医の活動についても、**安全衛生委員会と連携**していくことが重要。
- ✓ 船舶所有者は、安全衛生委員会に対し、次の報告が必要

- 産業医の選任、辞任・解任時 ⇒ その旨、その理由
- 産業医から勧告を受けたとき ⇒ 勧告の内容、講じようとする措置



船員向け産業医に関するQ&A①



Q1-1 産業医はどこで探せばよいの？

A. 例えば、次のような産業医サービスの提供又は産業医の紹介を行っている機関等がありますので、各機関にご相談ください。

- 地域の医師会（産業医の職業紹介を実施）
- 産業保健サービスを提供している会社
- 産業医の職業紹介を行っている会社

また、近隣の医療機関や健診を依頼している機関でも、産業医サービスを提供している場合がありますので、各機関にご確認ください。



Q1-2 船員向け産業医は常勤でなければならないの？ また、複数人を選任してもよいの？

A. 常勤である必要はありません。勤務形態（訪問回数、時間等）については、個別に産業医にご相談ください。

また、複数人を選任することも可能です。この場合、地方運輸局への産業医の選任の報告は、産業医ごとに必要となりますので、ご注意ください。



Q1-3 年1回以上の産業医による船内巡視は、使用する船員が乗り組む全ての船舶で行う必要があるの？

A. 毎年全ての船舶で実施することが望ましいですが、船舶を多数所有する場合には、1年間で全ての船舶で実施することが困難な場合もあるため、その場合には、産業医の意向等も十分に踏まえ、その年に実施する船舶（1隻以上）を選定し、船内巡視を行うことも可能です。

ただし、その場合には、5年程度を上限とする期間で実施計画を立て、当該期間内に、WEB等も活用しながら、原則として全ての船舶について産業医による船内の巡視を行うようにしてください。

また、月1回の衛生管理者等による船内巡視の結果も考慮し、船内の作業方法や衛生状態に問題が生じている船舶がある場合には、上記の計画にかかわらず、当該船舶への船内巡視の優先的な実施に努めてください。



- その年に産業医の船内巡視を行わない船舶については、毎月1回の衛生管理者等による巡視結果の提供の際に、産業医がよりの確に作業環境や衛生状態を把握することができるよう、船内の動画、写真等も活用して詳細な情報を提供することが望ましいです。
- また、産業医による船内巡視の結果については、作業方法や衛生状態に問題が生じていた場合の改善結果等も含め、他の対象船舶にも横展開をし、船内巡視を実施しなかった船舶においては、衛生管理者等が同様な問題が生じていないかのチェックや改善等を行うことが望ましいです。

船員向け産業医制度に関するQ&A③



Q1-4 産業医の船内巡視は、WEB会議システムを利用して、遠隔で実施してもよいの？



A. WEB会議システムによる遠隔での実施も可能です。

具体的な方法としては、船舶側より、原則、リアルタイムで船内の様子を映像や音声で配信させ、産業医と船内の船員（衛生管理者等）が相互での受け答えもしながら、船内の状態や作業の様子等を確認し、産業医が船内の作業環境及び衛生状態の把握を行っていただくこととなります。



Q1-5 不定期船なのでスケジュール調整が大変だけどどうすればよいの？

A. 船員の場合は、陸上制度（原則月1回実施）とは異なり、年1回の実施としており、WEBによる遠隔での実施も可能ですので、産業医と船舶所有者（会社）側で、スケジュール調整を入念に行い、停泊中や仮バースの機会等を捉えて実施していただくようお願いいたします。



Q1-6 当社船舶の中には、海外を拠点に運航していて、現地の通信環境も整っていないため、WEBでの実施も難しい船舶があるけど、どうすればよいの？

A. WEBでも実施できない「やむを得ない事情」(*)がある場合には巡視を受ける船舶側において、産業医の指示も踏まえ、

- ① 船内の状態や作業の様子等を動画で撮影・保存
- ② 船内の照度、室温、湿度又は騒音の状態等について、適宜計器等を用いて計測
- ③ 船舶に乗り組む船員からの船内作業環境の改善要望等の有無とその内容の確認

等をさせ、それら動画や結果等を産業医にメールや記憶媒体（USBメモリ等）で送付させた上で、産業医が、それらの内容をもとに、船内の衛生管理者又は衛生担当者等とWEBやメール等でやり取り（質疑応答等）をしながら、船内の状態や作業の様子等を確認し、船内の作業環境及び衛生状態の把握を行う方法でもよいこととします。

※「やむを得ない事情」とは、例えば、①日本に寄港する機会がなく、通信環境の状態によりWEBにより行うことができない場合や、②船舶の故障や天候の急変等による突如の航海スケジュールの変更により、予定していた産業医の訪船やWEBでの巡視の実施ができなくなり、その後もそれらの方法での実施について調整がつかなかった場合が考えられます。

(2)健康検査結果に基づく健康管理

健康検査結果に基づく健康管理(概要)

対象 ➡ **全ての船舶所有者**



他の3つの取組と対象が異なるため注意！！

- ✓ 船員の健康を管理し、健康リスクとなっている生活習慣病を予防するためには、継続的に健康状態を把握し、適切な事後措置や保健指導につなげることが必要
- ✓ このため、陸上労働者の健康診断の仕組みを参考に、船員(※)の健康検査の結果を活用し、船舶所有者が船員の健康状態を継続的に把握する仕組みを構築

※下記①～④は「常時使用する船員(次頁参照)」が対象

<船舶所有者による主な対応事項>

①健康検査の医師による
診断結果の提出

②船舶所有者での
診断結果の保存(5年間)



③健康検査結果に基づく
医師からの意見聴取(※)

④健康検査実施後の
事後措置
(例：就業場所変更、乗船期間短縮等)

⑤医師・保健師による
保健指導(努力義務)

※健康検査の項目に異常の所見があると診断された船員に係るものに限る

健康検査の項目の見直し等

- ✓ 船員の健康管理の観点から、陸上の健康診断での検査項目を参考に、貧血検査の追加等検査項目を見直し
- ✓ 聴力について、騒音の激しい作業を行う船員に対するオーディオメータによる検査の推奨(受診は努力義務)

「常時使用する船員」について

- ✓ 健康検査の医師による診断結果の提出が必要となる「常時使用する船員」とは次のとおり。

 ストレスチェックの実施義務の対象となる「常時使用する船員」（P 4 2 参照）も同じです。

「常時使用する船員」とは・・・

- 「常時使用する船員」とは、次のいずれかに該当する船員のことを指します。
 - ✓ 期間の定めのない契約により使用される船員
 - ✓ 期間の定めのある契約により使用される者であって、1年以上使用されることが予定されている船員
 - ✓ 期間の定めのある契約により使用される者であって、契約の更新（当該期間の延長）により1年以上使用されている船員
- 上記の「期間」には、雇入契約の期間だけでなく、下船時の雇用契約の期間（予備船員としての期間等）も含まれますので、ご注意ください。



「常時使用する船員」の定義は、上記の通りであり、産業医の選任等の義務が課される「常時50人以上の船員を使用する船舶所有者」の「船員」とは異なりますので、ご注意ください。

健康検査の検査項目の追加

健康検査の項目の見直し (船員法施行規則の改正により措置)

✓ 船員の健康管理の観点から、健康検査について、次の検査項目を追加。

既往歴の調査 <small>(※1)</small> <small>(服薬歴・喫煙習慣状況含む)</small>	業務歴の調査	自覚症状・他覚所見 の有無の検査	BMIの検査
血液型の検査 <small>(※1)</small> <small>(AOB式及びRh式)</small>	貧血の検査 <small>(血色素量・赤血球数)</small>	国際航海に従事する船員 <small>(※2)</small> に対する検査 腹部画像検査 血中尿酸量検査 B型肝炎抗体検査 <small>(※3)</small>	

※1 現行では検査項目として明示されていないが、健康証明書の様式には記載欄が設けられているもの。

※2 「国際航海に従事する船員」とは、6か月以上の期間にわたり国際航海を行い、その間本邦に寄港しない船舶に乗り組む予定のある船員をいう。


※3 「腹部画像検査」は、胃部エックス線検査（胃部内視鏡検査でも可）及び腹部超音波検査により行う。

 **健康検査の合格判定基準（健康検査合格標準表）については、従来通りで変更ありません。**

騒音の激しい作業を行う船員に対する聴力検査

✓ 船員の健康管理の観点から、騒音の激しい作業（機関の運転作業等）を行う船員に対し、健康検査の際に、オーディオメータによる検査^(※)の受診を推奨（努力義務）。

※1000ヘルツ及び4000ヘルツ等の周波数の音による聴力の検査

 **オーディオメータによる検査は、健康検査の合否判定に直接関係するものではないため、当該検査で問題があったとしても、聴力の検査は、従来の5メートルの距離での話声語の検査により「異常なし」と判定されれば、合格となります。**



見直し後の健康検査の検査項目一覧

注) 下記表中「★」を付した項目が今回の見直しにより追加・明示された検査項目

下記表中「○」必ず受けなければならないもの、「省略可」指定医師がその必要がないと認める場合に省略できるもの

追加	検査事項	20歳未満の者	20歳以上35歳未満の者	35歳以上の者	備考
★	①既往症の調査、業務歴の調査	○	○	○	
★	②自覚症状及び他覚所見の有無	○	○	○	
	③身長	○	省略可	省略可	初めて船員になった者は、初回省略不可
	④体重	○	○	○	
	⑤腹囲	省略可	省略可	省略可	※1参照
★	⑥BMI	省略可	省略可	○	
	⑦運動機能、視力、色覚(※2)、握力	○	○	○	
	⑧聴力	○	○	○	
★	⑨AOB式及びRh式の血液型検査	省略可	省略可	省略可	問診等で確認できる場合は省略可
★	⑩血色素量及び赤血球数の検査	省略可	省略可	○	
	⑪血糖検査	省略可	省略可	○	
	⑫血中脂質検査	省略可	省略可	○	
	⑬肝機能検査	省略可	省略可	○	
	⑭検便(虫卵の有無)	省略可	省略可	省略可	調理作業に従事する者は省略不可
	⑮検便(ヘモグロビンの有無)	省略可	省略可	○	
	⑯検尿	○	○	○	
	⑰血圧	○	○	○	
	⑱心電図	省略可	省略可	○	
	⑲胸部エックス線	○	○	○	
	⑳かくたん検査	省略可	省略可	省略可	
	㉑肺活量	○	○	○	
	㉒感覚器、循環器、呼吸器、消化器、神経系その他の器官の臨床医学的検査	○	○	○	
以下は、国際航海に従事する船員のみが対象の検査					
★	㉓腹部画像検査	省略可	省略可	省略可	6月以上の期間にわたる国際航海に従事しその間本邦に寄港しない者が対象
★	㉔血液中の尿酸の量の検査	省略可	省略可	省略可	
★	㉕B型肝炎に係る抗体検査	省略可	省略可	省略可	

※1 「腹囲」の検査は、年齢にかかわらず、次に該当する者も省略可

- ①35歳未満の者、②妊娠中の女性その他の者であって、その腹囲が内臓脂肪の蓄積を反映していないと診断された者、③BMIが20未満の者、④自ら腹囲を測定し、その値を申告した者(BMIが22未満の者に限る。)

※2 「色覚」の検査の対象者は、船長、甲板部の職員及び部員、機関部の職員及び航海当直部員、無線部の職員並びに救命艇手に限る。

また、前回検査した期日から6年を経過しようとする者又は経過した者のみ検査すれば足りる。

医師の診断結果の提出・保存

現 状

- ✓ 健康証明書は、基本的には船員の乗船の可否のみ診断。
- ✓ 健康証明書に記載される健康検査の結果は、主に数値により記載され、数値の評価（正常／異常）までは記載されていない。

健康証明書



健康証明書イメージ

血糖	130	貧血	15.0
血中脂質検査	90	血圧	120/80
肝機能検査	110	尿酸値	7.5

R5.4.1～

- ✓ 船舶所有者は、健康検査の結果について医師の診断の結果が記載された書面^(※)を船員に提出させ、5年間保存。
※その写しでも可

健康証明書



健康証明書イメージ

血糖	130	貧血	15.0
血中脂質検査	90	血圧	120/80
肝機能検査	110	尿酸値	7.5



診断結果（イメージ）

氏名：〇〇〇		年齢：〇歳	
血糖	C	貧血	A
血中脂質検査	A	血圧	A
肝機能検査	C	尿酸値	B
医師の所見		要経過観察（〇ヶ月後再検査）	

※ 検査の結果、所見がない場合や所見の項目が少ない場合は健康証明書の備考欄に医師の診断結果を記載することも可

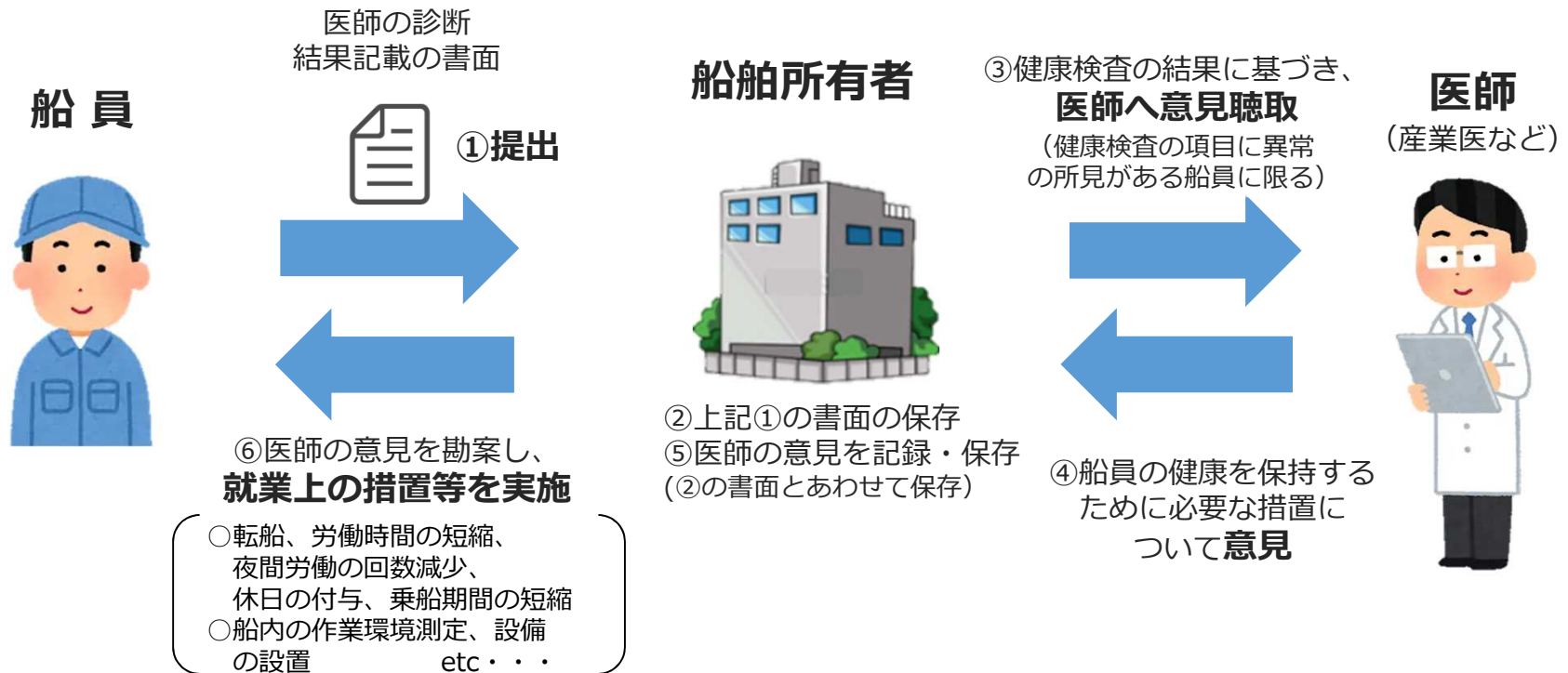
A:異常なし B:要観察 C:要再検査 D:要治療…

健康検査結果に基づく船員の健康保持のための措置

- ✓ 船舶所有者は、健康検査の結果において異常の所見があると診断された船員の健康を保持するために必要な措置について、医師の意見聴取を実施。^(※)

※ 意見聴取は、船員が医師の診断結果を記載した書面を提出した日から3月以内に行う。
船舶所有者は、医師から、意見聴取を行う上で必要となる船員の業務に関する情報を求められたときは、速やかに提供する。

- ✓ 船舶所有者は、医師の意見を勘案し、船員に対し、必要な就業上の措置等（労働時間の短縮、乗船期間の短縮等）を講じる。



これからの健康検査による船員の健康管理

これまでの健康管理

健康検査の受検



船員手帳に合否を記入



提示

指定医師による乗船の可否の判定 (合格/不合格)

船舶所有者



船員から申出や相談等がない限り、健康状態の把握が困難

船員



通院が必要と言われたけど、仕事もあるから様子を見よう

船員自身の健康管理に委ねられる



乗船中に発症すると...

- × 交代要員の手配
- × 船員の長期休業

...etc

これからの健康管理

健康検査の受検



船員手帳に合否を記入



検査項目ごとに評価が記載
医師の所見の記載等により
健康状態の把握が可能

提示・提出

指定医師による乗船の可否の判定 (合格/不合格)

+

医師の診断結果を記載した書面

船舶所有者



健康検査の診断結果の保存

船員



医師 (産業医等) へ相談



- 医師の意見を踏まえ、
- ✓ 労働時間の短縮
- ✓ 休暇の付与
- ✓ 乗船期間の短縮 etc...


適切に通院・治療
医師等による保健指導



健康状態把握により...


- ◎ 職場環境の改善
- ◎ 早期職場復帰
- ◎ 船員の定着率向上

...etc



Q2-1 健康検査で異常の所見があった船員についての意見聴取を行う医師は誰でもよいの？

A. 船員の健康管理等を行うのに必要な知識を有する医師から意見を聴くことが望ましいです。（産業医を選任している場合には、産業医）



Q2-2 健康証明書で合格の判定を受けた船員について、意見聴取を行った医師（産業医等）から「健康確保の観点から下船させるべき」との意見があった場合、直ちに下船させなければならないの？

A. 健康証明書の有効期間内に船員の健康状態が変化することもあり得ますので、下船させなかった場合に直ちに違法となる訳ではありませんが、下船を最有力の選択肢とし、産業医の意見や船員の実情等も考慮した上で、健康確保のための適切な措置を講じていただくようお願いいたします。船舶所有者は、労働契約法上の安全配慮義務を負っていることにも留意が必要です。

なお、健康証明書の有効期間にかかわらず、例えば、癌や心臓病などの疾患を発症した者で、医師により船内労働に適さないと判断された船員は、就業が禁止されていますので、ご留意ください。



Q2-3 制度改正前（令和5年3月31日以前）に受けた有効な健康証明書を所有している場合、別途、新たに追加された検査項目の検査を受ける必要はあるの？

A. 制度改正前に受けた有効な健康証明書については、改正後も有効期間内は有効であるため、別途検査を受ける必要はありません。



Q2-4 制度改正前（令和5年3月31日以前）に交付された船員手帳について、有効期間内でも、改正後に新たな様式の船員手帳の交付を受ける必要はあるの？

A. 制度改正前の健康証明書の様式による有効な船員手帳を所有している方が健康証明を受ける場合は、指定医師が、船員手帳に新たな健康証明書の様式（用紙）を貼り付け、記入等を行うこととなりますので、新たな様式の船員手帳への書換えは不要です。

(3) 過重労働対策

過重労働対策(概要)

対象 ➡ 常時50人以上の船員を使用する船舶所有者(左記以外の船舶所有者は努力義務)

- ✓ 船員は、長期間連続乗船等が一般的であるため、長時間労働になりやすい。長時間労働は、脳・心臓疾患などの健康リスクを高める要因となる。
- ✓ 陸上労働者と同様、船舶所有者に対し、長時間労働を行い、かつ、疲労の蓄積が認められる船員に対する医師による面接指導の実施を義務付け。

<船舶所有者による主な対応事項>

①労働時間の算定、
該当船員への通知

②面接指導の実施
(船舶所有者が、船員からの申出を受け、医師に実施を依頼)

③面接指導の結果に基づく
医師からの意見聴取



④面接指導結果の
記録・保存(5年間)^(※)

※上記③の医師からの意見を含む

⑤面接指導後の
事後措置
(例：就業場所変更、乗船期間短縮等)

長時間労働の健康障害リスクとの関連について

- ✓ 長時間労働は、仕事による負荷を大きくするだけでなく、睡眠・休養の機会を減少させるので、疲労蓄積の重要な原因のひとつと考えられています。
- ✓ 医学的知見を踏まえると、長時間労働と脳・心臓疾患の発症などの関連性は右の図のようになりますのでご参考にしてください。

健康障害のリスク



高

徐々に
高まる

低

月100時間超 または
2～6月平均で80時間

長くなるほど

月45時間以内

面接指導の対象となる船員

- ✓ 長時間労働に係る面接指導は、次のいずれにも該当する船員^(※)に対し実施
 - ① 1週当たり40時間を超えて労働させた場合における、その超えた時間が1月当たり80時間以上を越える者
 - ② 疲労の蓄積が認められる者（疲労の蓄積の有無は船員自身が判断し申出）

※ 労働時間の算定期日前1月以内に医師による面接指導を受けた船員等で、新たな面接指導の必要がないと医師が認めた者を除く

上記①の計算式

1月の労働時間の合計 - (計算期間1か月の暦日数 / 7日) × 40時間 > 80時間

1月の暦日数	1月あたりの総労働時間が次の時間を超えると上記①に該当	左記時間の計算式
28日	240時間	① 28日 / 7日 × 40時間 = 160時間 ② 160時間 + 80時間 = 240時間
30日	251時間	① 30日 / 7日 × 40時間 ≒ 171.43時間 ② 171.43時間 + 80時間 ≒ 251.43時間
31日	257時間	① 31日 / 7日 × 40時間 ≒ 177.14時間 ② 177.14時間 + 80時間 ≒ 257.14時間



上記計算のための労働時間の算定は、毎月1回以上、一定の期日を定めて行わなければならない

まずは船員の労働環境改善を！

船員は、長期間乗船により、1月の労働時間が長時間となる傾向が高いため、例えば、月数回仮バスを行う等の工夫を行い、船員の労働時間縮減に努めてください。

長時間労働の船員に対する面接指導の実施等の流れ

面接指導の申出

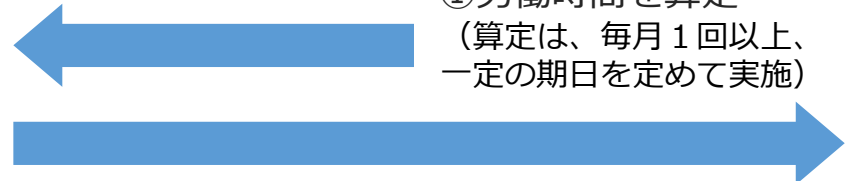
長時間労働に該当する船員



疲労の蓄積を感じる・・・(※)
面接指導を受けよう・・・

※疲労の蓄積の有無を船員自身が判断し申出

② 長時間労働に該当する者に対し通知



① 労働時間を算定
(算定は、毎月1回以上、一定の期日を定めて実施)



船舶所有者



③ 面接指導の受診を申出

(遅滞なく(概ね1月以内)(※))
※上記①の期日後であれば、②の通知前でも申出することができる

面接指導の実施

船員 医師 (産業医等)



④ 面接指導の実施
(申出後遅滞なく(概ね1月以内))



⑤ 医師からの意見聴取

船舶所有者



⑥ 面接指導結果の記録・保存
(⑤の意見聴取結果も含む)

⑦ 医師の意見を勘案し、就業上の措置等を実施

転船、労働時間の短縮、夜間労働の回数減少、休日の付与、乗船期間の短縮 etc・・・



船員



労務管理責任者と産業医の連携

- ✓ 船員の過重労働防止に向けては、船員の労働時間を把握・管理する「労務管理責任者」の役割も重要です。
- ✓ 労務管理責任者は、産業医と連携し、職場環境改善等を行うことにより、船員の“働き方改革”がより効果的になります。

労務管理責任者



産業医





Q3-1 面接指導は、長時間労働に該当する船員全員に対して実施する必要があるの？

A. 面接指導は、1月当たりの労働時間が長時間労働に該当し、かつ、疲労の蓄積が認められる船員に対する実施が義務付けられています。(*)

なお、疲労の蓄積の有無の判断は、船員自身が行い、申出をする仕組みとしていますので、船員から申出があった場合には、面接指導を実施しなければなりません。

※ 疲労の蓄積の有無にかかわらず面接指導を実施することを妨げるものではありません。





Q3-2 船員が乗船中に面接指導の申出があった場合には、面接指導は下船後（休暇中等）に受けさせればよいの？

A. 面接指導は、船員からの申出があった日から概ね1月以内に実施するよう努めてください。

なお、船員が乗船中の場合もありますが、面接指導はWEB会議システム等を用いて遠隔で実施することも可能です。

また、WEB環境が整わない等のやむを得ない理由により、1月以内にWEBによる実施もできない場合には、下船後速やかに実施するようにしてください。この場合、申出のあった船員の乗船中の健康確保を図るため、可能な限り、当該船員に、乗船中に電話やメール等により面接指導を担当する医師による保健指導を受けさせてください。



(4)メンタルヘルス対策

メンタルヘルス対策(概要)

対象 ➡ 常時50人以上の船員を使用する船舶所有者(左記以外の船舶所有者は努力義務)

- ✓ 船員における高ストレス者の割合は 15.5%と、陸上の業種と合わせても、「製造業」に次いで高く、「運輸業、郵便業」よりも高い値。
- ✓ このため、陸上労働者と同様、船舶所有者に対し、1年に1回の医師・保健師等による、船員^(※)に対する心理的な負担の程度を把握するための検査(ストレスチェック)の実施を義務付け。

※「常時使用する船員(P27参照)」が対象

<船舶所有者による主な対応事項>

①ストレスチェックの実施

②受検者への検査結果の通知 (実施者→船員※)



※ 船舶所有者が検査結果の提供を受けるには、受検者である船員の同意が必要

③検査結果の集団分析 (努力義務)

→ 船舶所有者は、結果を勘案し、心理的負担軽減の措置を実施

⇒ 上記①～③は、船舶所有者がストレスチェック実施者(医師や保健師等)に依頼して実施

④上記②の検査結果^(※)の記録・保存(5年間)

※ 受検者の同意を得て実施者から提供を受けたものに限る。

⑤高ストレス者への面接指導の実施

(船舶所有者が、船員からの申出を受け、医師に実施を依頼)

⑥面接指導の結果に基づく医師からの意見聴取

⑦上記⑤の面接指導の結果の記録・保存(5年間。⑥の医師の意見を含む)

⑧面接指導後の事後措置

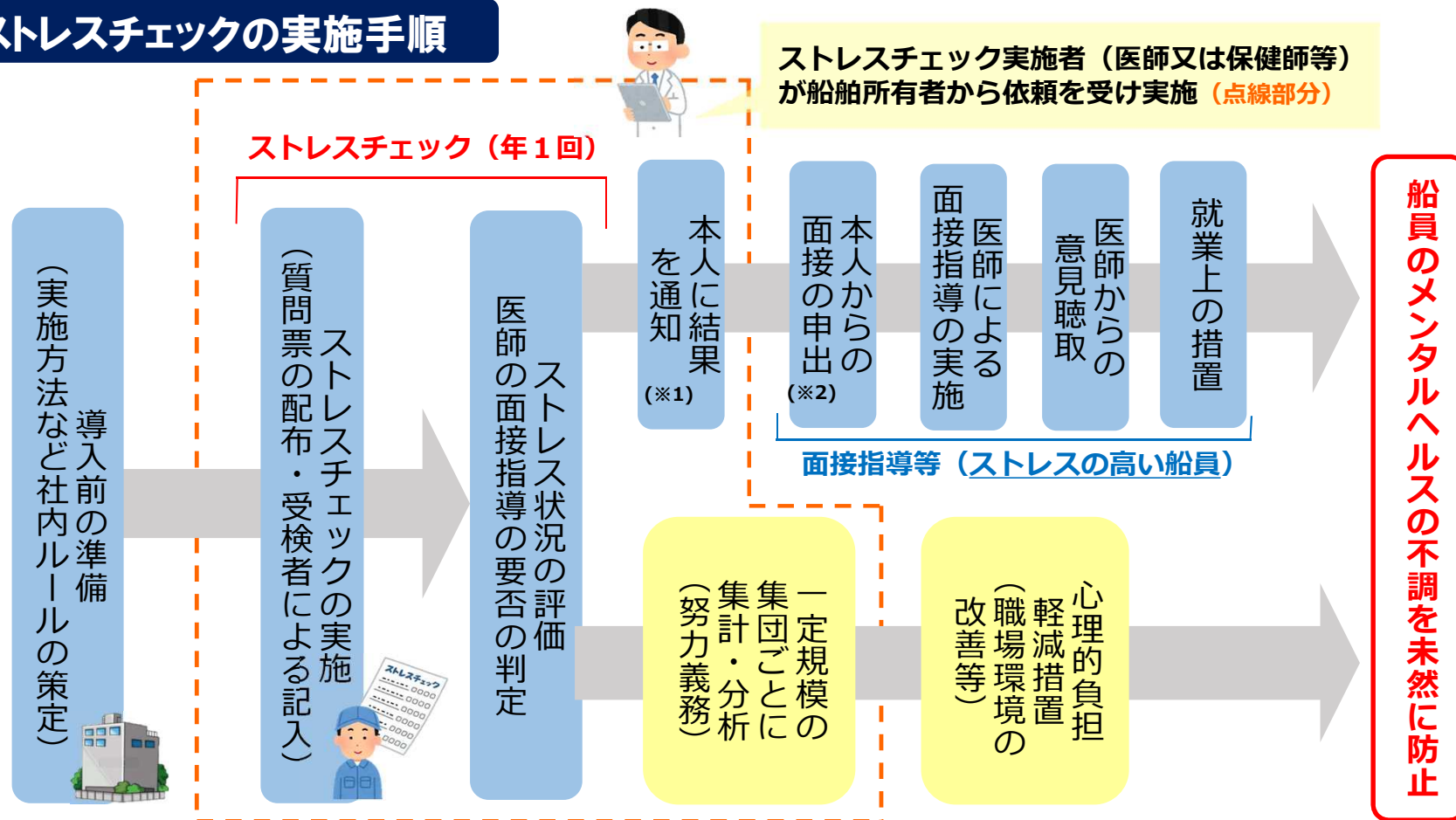
(例：就業場所変更、乗船期間短縮等)



ストレスチェックの実施等の主な流れ

✓ ストレスチェック実施からその後の就業上の措置等までの主要な流れは次のとおり。

ストレスチェックの実施手順



※1 船舶所有者は、受検者本人 (船員) の同意なく、実施者からストレスチェック結果の提供を受けてはならない。

※2 申出をした船員に対し、当該申出を理由に不利益な取扱いをしてはならない。

ストレスチェックの実施(イメージ)

ストレスチェック イメージ

1. 乗船中のあなたの仕事についてうかがいます。最もあてはまるものに○をつけてください。

ちがう
ややちがう
まあそうだ
そうだ

- ①非常にたくさんの仕事をしなければならない。… 1 2 3 4
- ②時間内に仕事が処理しきれない。…………… 1 2 3 4
- ③一生懸命働かなければならない。…………… 1 2 3 4

2. 乗船中の最近の1カ月のあなたの状態についてうかがいます。最もあてはまるものに○をつけてください。

- ①活気がわいてくる…………… 1 2 3 4
- ②元気がいっぱいだ…………… 1 2 3 4
- ③生き生きする…………… 1 2 3 4

3. 乗船中のあなたの周りのの方々についてうかがいます最もあてはまるものに○をつけてください。

ちがう
ややちがう
まあそうだ
そうだ

次の人はどのくらい気軽に話ができますか？

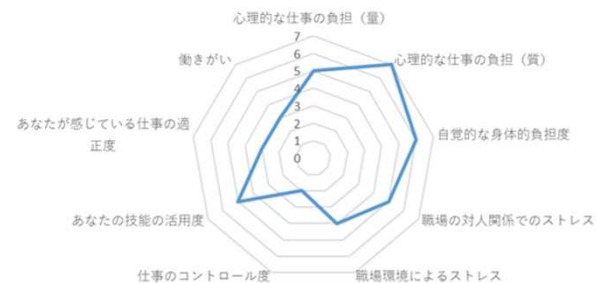
- ① 上司…………… 1 2 3 4
- ② 職場の同僚。…………… 1 2 3 4
- ③ 配偶者・家族・友人等…………… 1 2 3 4

2. 乗船中の満足度についてうかがいます。最もあてはまるものに○をつけてください。

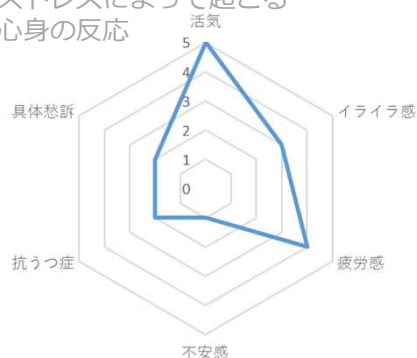
- ①仕事に満足だ…………… 1 2 3 4
- ②家庭生活に満足だ…………… 1 2 3 4
- ⋮

ストレスチェックの結果 イメージ

ストレスの原因と
考えられる因子



ストレスによって起こる
心身の反応



項目	評価点
ストレスの要因に関する項目	○点
心身のストレス反応に関する項目	○点
周囲のサポートに関する項目	○点
合計	○点

セルフケアのためのアドバイス

.....
.....

面接指導の要否について

.....



Q4-1 ストレスチェックで使用する調査票（チェックシート）は、何を使えばよいの？

A. 例えば、（一財）海技振興センターが作成した「**船員版職場環境改善チェックシート**」や厚生労働省が作成した「**職業性ストレスチェック調査票**」があります。

特に前者は、船員向けに作成されており、より船員の実情を反映したストレスチェックができるものと考えます。

- 船員版職場環境改善チェックシート（海技振興センターホームページ）
URL: <http://www.maritime-forum.jp/et/pdf/mental/index.html>
- 職業性ストレスチェック調査票（厚生労働省ホームページ）
URL: <https://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei12/index.html>



Q4-2 医師の面接指導は、ストレスチェックの結果、高ストレスと判定された船員全員に対して実施しなければならないの？

A. 医師の面接指導は、高ストレスと判定された船員全員ではなく、当該船員のうち、面接指導を希望する旨の申出をした者に対して実施する必要があります。



Q4-3 ストレスチェックの結果に基づく一定規模の
集団ごとの分析とは、どの程度の規模やどのような
まとまりで実施すればよいの？

A. 集団分析は、一般的に10人以上の単位で実施することが推奨されています（10人未満でも実施は可^(※)）。このため、例えば、1隻の船舶でストレスチェックを受けた船員数が10人未満であった場合には、同社内の他の船舶の船員のストレスチェックの結果と合わせて集団分析をするなど、10人以上の単位で分析を実施することをお勧めします。

なお、その場合、運航体制や労働環境等が類似の船舶（船員）同士の集団で分析を行うことで、より実情が反映された分析を行うことができると考えます。

※ 10人未満の集団の場合、個人を特定されるおそれもあることから、例えば、あらかじめ分析対象となる船員の同意を得て分析を実施するなど、工夫をしていただく必要があります。

(5) その他

船員の心身の状態に関する情報の取扱い

- ✓ 船員の健康確保に関する新たな制度の導入により、船員の心身の状態に関する情報の取扱いがより一層重要に。

➡ **情報の取扱いに関する規定を新設**


- 船舶所有者は、**船員の心身の状態に関する情報を収集・保管・使用**するに当たっては、**船員の健康の確保に必要な範囲内**で情報を収集し、当該**収集の目的の範囲内**で情報を保管し、使用しなければならない。
- ただし、本人の同意がある場合その他正当な事由がある場合は、この限りではない。

「その他正当な事由がある場合」とは…

- ✓ 法令に基づく場合
 - ✓ 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難
 - ✓ 公衆衛生の向上、児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難
 - ✓ 国の機関・地方公共団体等が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより、当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある
- また、船舶所有者は、**船員の心身の状態に関する情報を適正に管理するために必要な措置**を講じなければならない。

「情報を適正に管理するために必要な措置」とは…

- ✓ 情報を必要な範囲において正確・最新に保つための措置
- ✓ 情報の漏えい、滅失、改ざん等の防止のための措置（不正アクセスの防止措置等）
- ✓ 保管の必要がなくなった情報の適切な消去等 等

 「船員の心身の状態に関する情報の適正な取扱いのために船舶所有者が講ずべき措置」に関し、後日、ガイドラインを策定する予定です。（国土交通省の特設ウェブページにも掲載する予定）

派遣船員に対する措置等

- ✓ 新たな船員の健康確保対策について、派遣中の船員に対しては、下記表の「○」を付した派遣元事業主又は派遣先が必要な措置等を講じなければならない。

(船員職業安定法施行規則の改正により措置)

必要な措置等		派遣元	派遣先	
船員向け産業医制度	産業医の職務	① 健康検査の結果に基づく船員の健康の保持関係	○	—
		② 長時間労働の船員への面接指導等関係	○	—
		③ ストレスチェック及び面接指導等関係	○	—
		④ 作業環境の維持管理関係	—	○
		⑤ 作業の管理関係	—	○
		⑥ 上記①～⑤以外の船員の健康管理関係	○	○
		⑦ 健康教育・健康管理関係	○	—
		⑧ 衛生教育関係	○ ^(※1)	○ ^(※2)
		⑨ 船員の健康障害の原因調査・再発防止措置関係	—	○
		産業医による船内巡視(年1回)、衛生管理者等による巡視結果の報告(月1回)		—
健康検査結果に基づく健康管理(船員からの医師の診断書の提出等)		○	—	
過重労働対策(長時間労働の船員への面接指導の実施等)		○	—	
メンタルヘルス対策(ストレスチェック及び面接指導の実施等)		○	—	

※1 船員労働安全衛生規則第11条第1項第1号(船内の安全及び衛生に関する基礎的事項)に関するものに限る。

※2 船員労働安全衛生規則第11条第1項各号の教育のうち、第1号以外(船内の危険・有害な作業の作業方法等)に関するものに限る。



上記の各対策における医師の面接指導後の事後措置(就業場所変更、乗船期間短縮等)等の実施に当たっては、派遣先の理解・協力が不可欠です。派遣元と派遣先で連携しながら、必要な措置を講じてください。



Q5-1 派遣元は産業医の選任義務（※）が課されているけど、派遣先には課されていない場合、例えば、産業医の船内巡視については、派遣船員が乗り組む船舶に対して、派遣先で産業医を選任して船内巡視を実施しなければならないの？

※「常時50人以上の船員を使用する船舶所有者」に義務が課される

A. 上記のような場合、派遣先が「常時50人以上の船員を使用する船舶所有者」に該当しなければ、派遣先に産業医の選任義務は課せられないことから、産業医の船内巡視の実施義務も生じません。

他方、派遣元には産業医の選任義務が課されていない一方、派遣先に課せられている場合は、派遣先において、派遣船員も対象に、
船内巡視やその後の必要に応じた措置等（※）を行うこととなります。

※例えば、派遣船員に対して健康障害を及ぼすような状態がある場合には、必要に応じた措置を実施する等

1. なぜ今、船員の健康確保なのか？
2. 何が変わる？（船員労働安全衛生規則等の改正）
3. **その他船員の健康確保の取組、支援ツール**

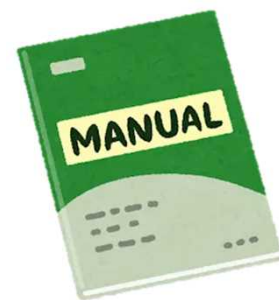
船舶所有者や産業医のための支援ツール

- ✓ 船員向けの産業医は、船員労働の特殊性や船内環境等も考慮し、健康管理等に関する助言・指導等を行う必要があることから、船舶所有者及び産業医向けに各種支援ツールを作成・提供

- 船員向け産業医が船員労働の特殊性や船内環境等を学ぶための視聴覚教材「**船員向け産業医になられる方のために**」
(一般財団法人 海技振興センターが作成)

URL: http://www.youtube.com/playlist?list=PLYjqAWy-G5uk5AbAzV48jOsKG_amAWDH4

※ 国土交通省の特設ウェブページにも掲載



<国土交通省において今後作成・公表予定のもの>

- 船舶所有者が産業医を円滑に選任・活用するための「**産業医選任マニュアル**」を作成
- 船員向け産業医や衛生管理者（or衛生担当者等）が船内巡視を行う際の巡視ポイント等をまとめた「**船員向け産業医船内巡視手順書**」を作成



船舶所有者への支援

相談窓口

【全船舶所有者向け】

- **産業保健総合支援センター（各都道府県に1カ所）**
 - －産業保健スタッフに対する専門的研修の実施・専門的相談への対応
 - －メンタルヘルス対策普及促進のための個別訪問支援

【使用船員50人未満の船舶所有者向け】

- **地域産業保健センター（各都道府県に数カ所から十数カ所）**
 - －長時間労働者・高ストレス者の面接指導、健康診断結果の医師からの意見聴取
 - －個別訪問による産業保健指導の実施

助成金の支給（50名未満の船舶所有者向け）

小規模事業場産業医活動助成金

産業医・保健師と契約し、産業医活動を実施した場合に一定額を助成

ストレスチェック助成金

医師と契約し、ストレスチェックを実施した場合に、一定額を助成

（参考）産業保健総合支援センターホームページ

URL：<https://www.johas.go.jp/Portals/0/sanpocenter/webhiroba.html>

船内供食の改善

- ✓ 船員の健康と魅力ある職場づくりには、食事が重要
- ✓ **司厨員が乗船しない内航船の船内供食改善ガイドライン**を「船員の働き方改革」特設ページにて公開

URL: https://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_fr4_000031.html



調理担当船員の負担軽減や船員の教育に活用を

船内供食の改善が必要？

- 健康に配慮した美味しい食事を取っていますか？
- 調理担当船員の負担軽減は必要ありませんか？
- 生活習慣病の予防のための健康管理意識の増進を！

推奨される取組例

船内の設備等の改善・充実

寄港地の設備等の改善・充実

宅配サービス等の活用

船員の健康管理意識の増進



✓ 国土交通省HPに「船員の健康確保について」特設ページを開設

船員の健康確保について



以下のコンテンツを
順次アップロード予定

説明会情報
(説明会資料)

法令改正の概要

お役立ちツール

リンク集

お問い合わせ

- ・ 産業医選任マニュアル
- ・ 船員向け産業医になられるための動画・参考資料
- ・ 船員向け産業医船内巡視手順書 等

船員の健康確保について 🔍

URL: https://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_tk4_000029.html

船員の健康確保についての説明は、以上となります。

ご清聴いただき
ありがとうございました。



船員の健康確保に関する新たな制度の具体的な運用については、**後日、通達等を発出**する予定ですので、併せてご確認ください。
(発出後、国土交通省の特設ウェブページに掲載)

本日の健康確保に関する新たな制度の説明について、ご質問・ご意見がございましたら、下記メールアドレスまで(船員政策課 安全衛生係あて)ご連絡ください。 ⇒ hqt-senin@mlit.go.jp



船員の働き方改革について

2023年4月 第2弾

船員の
働き方改革

国土交通省 海事局 船員政策課

1.何が変わった？（船員の労務管理の適正化）

2.何が変わる？（労働時間制度上の取扱いの見直し）

これまでの仕組みと問題点

- ✓ 使用者の責務が必ずしも明確でない
- ✓ 大半の事業者（陸上事務所）では、船内記録簿を元に労働時間を把握しているが頻度が低く、長時間労働や健康状態悪化をタイムリーに確認できない
- ✓ 労働時間の記録（船内記録簿）が、適切に記載されていない事例も



適正化

使用者が
船員の労働時間を
適切に管理する責務の明確化



法改正

(陸上の)事務所における
労務管理責任者の選任



法改正

電子的な労働時間の
記録方法の検討



船内記録簿の
モデル様式の見直し



- ✓ 船員の労働時間の管理責任は船舶所有者にある
- ✓ 船舶所有者の役割は、以下の7項目



① 労務管理責任者の選任



② 労務管理責任者の知識の習得・向上を図るための措置

③ 労務管理記録簿の備置き
(船員の労務管理を行う主たる事務所)



④ 船員への労務管理記録簿の写しの交付

⑤ 船員の労働時間の状況の把握

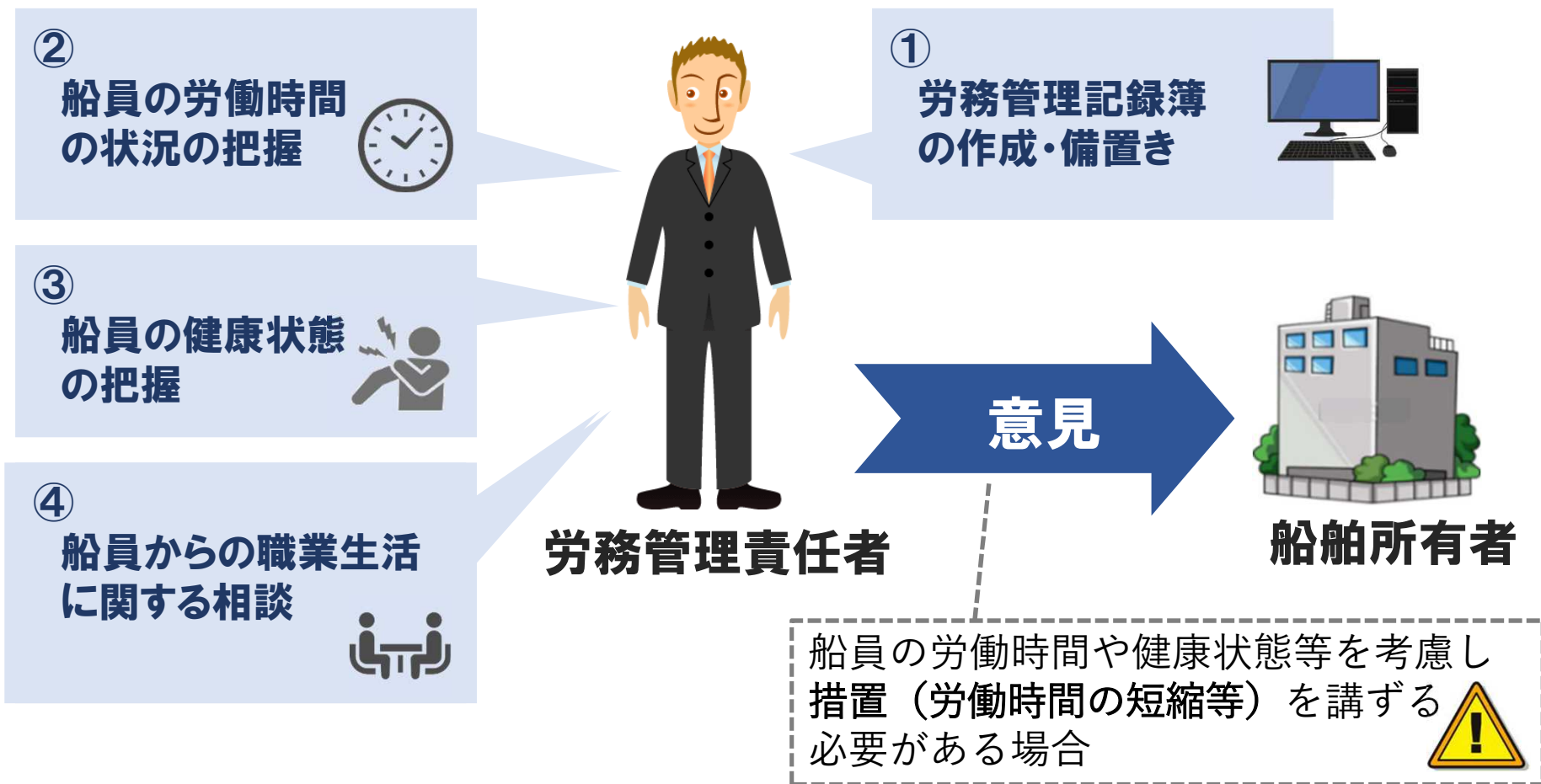


⑥ 労務管理責任者の意見を勘案した適切な措置の実施

⑦ ⑥のため、運航計画の変更に関する内航海運業者への意見

労務管理責任者の役割は

管理すべき事項 **4項目** + **船舶所有者への意見**



① 労務管理責任者の意見を踏まえ

② 船舶所有者は、必要な措置を実施

③ 船舶所有者は、措置を行うために運航計画の変更が必要な場合は
内航海運事業者（オペレーター）へ意見を述べる




船舶所有者



- ・ 労働時間の短縮
- ・ 勤務時間の変更
- ・ 休日、有給休暇の付与
- ・ 作業の転換
- ・ 乗り組む船舶の変更
- ・ 乗下船の時期の変更
- ・ 研修の実施 ・ その他

措置を行うに当たり
船員の健康状態が
良好でない場合は
医師の意見を聴く



※意見の際は
船員の労働状況を表す
データの提示も有効



オペレーター



**船員の
過労防止措置**
※船舶所有者の意見
を尊重する必要

(3) 船員の働き方改革の施行状況

「船員の働き方改革」開始の影響

- ✓ **船員の過重労働を防ぐために運航スケジュールの変更**が発生している 22%
- ✓ 法改正を契機に**荷主の船主の労働環境改善への意識が高まった** 21%
- ✓ **働き方改革の実現に向けて船主との連携が強化**された 15%
- ✓ 契約の書面化への対応が難しい 11%
- ✓ **荷主とのコミュニケーションに苦慮**している 9%
- ✓ 労務管理強化に伴う船員不足の悪化に起因する運航面での法令違反が目立っている 6%
- ✓ 船員が健康に働くことができ、安定運航につながっている 3%
- ✓ その他 (**船員の労務管理に附随する事務作業の増加** 等) 12%

出典：2022年7月25日（月）内航海運新聞11面

海事局においても、働き方改革推進のため、アンケート調査を実施しておりますので、ご協力をお願いいたします（令和4年10月末まで）。

※調査票は船員法第111条に基づく事業状況調査に同封しておりますが、
回答はオンラインフォームから行っていただくようお願いしております。

オンラインフォームURL：

<https://forms.office.com/r/YpCe59D3iA>



1.何が変わった？（船員の労務管理の適正化）

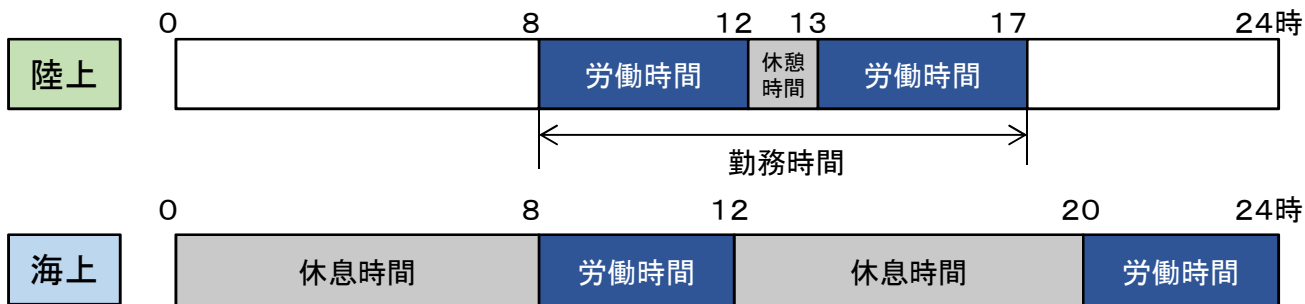
2.何が変わる？（労働時間制度上の取扱いの見直し）

海上労働の特殊性

- ✓ 入出港・荷役・通峡等の運航状況に応じた変則的な当直勤務体制
- ✓ 職住一致の労働環境

船員法において、

- 労働時間を1日8時間、1週間40時間(※)と規定
(※) 1週間当たりの労働時間は基準労働期間内の平均
- 最長労働時間を1日14時間、1週間72時間と規定

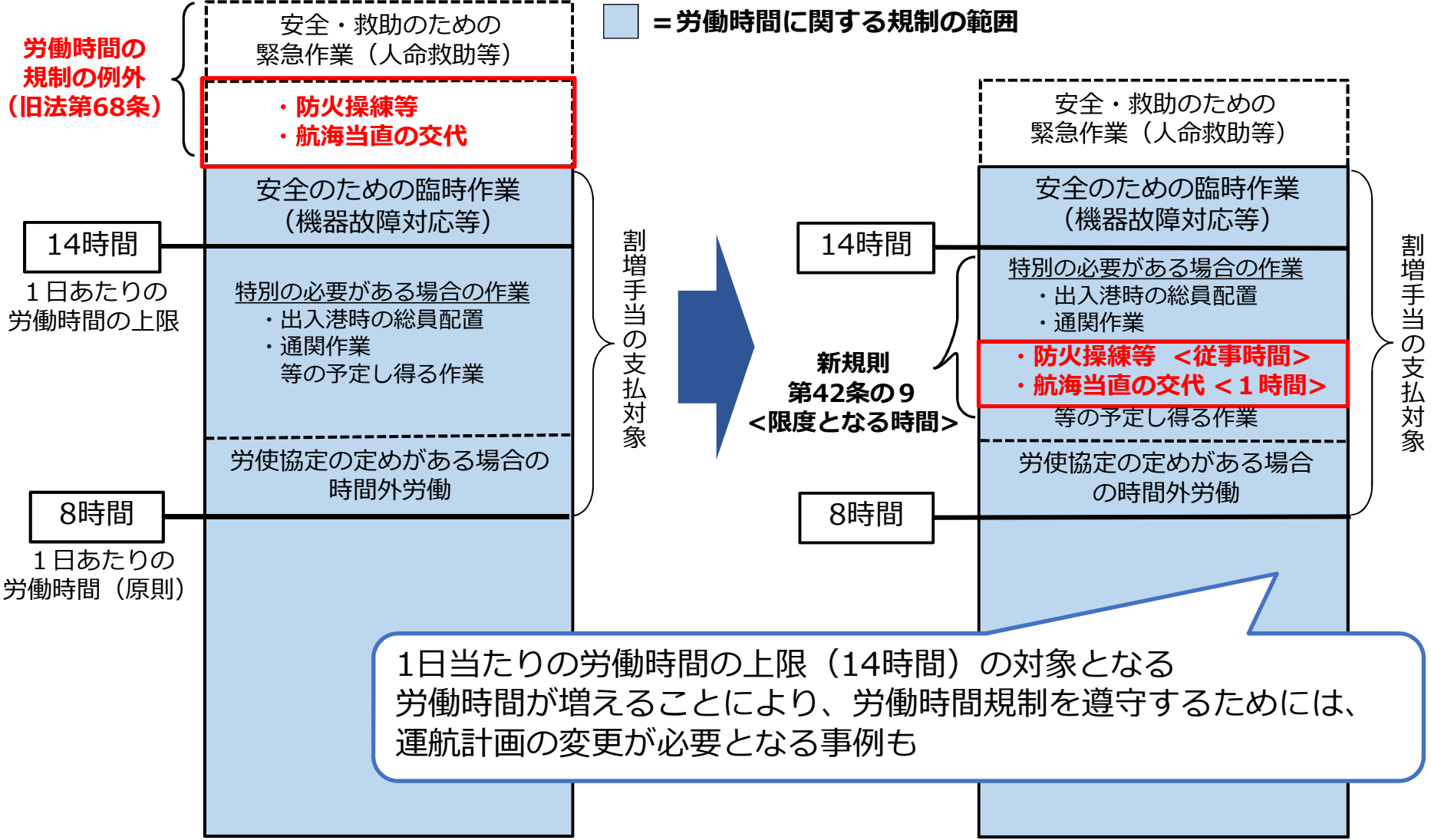


(2)労働時間制度上の例外的な取扱いの見直し

令和5年4月施行

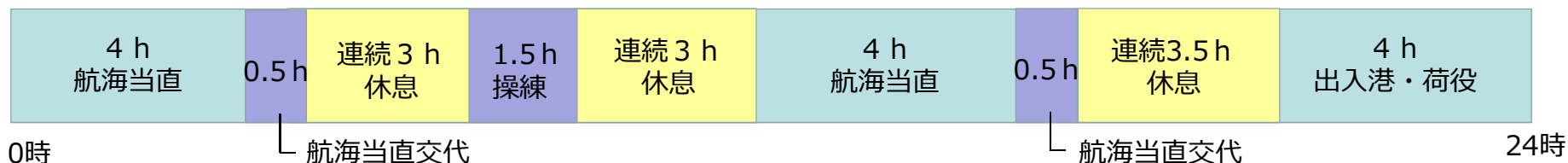
改正前 労働時間（法第4条第2項）

改正後



- ✓ 航海当直の交代等の労働時間を考慮し、労働時間の上限（14時間／日、72時間／週）・休息時間規制を遵守するための対応が必要

【例】



	現行	令和5年4月以降
1日の労働時間数	航海当直（4 h + 4 h）出入港・荷役（4 h）の合計12hで、 適法	航海当直（4 h + 4 h）、出入港・荷役（4 h）、航海当直交代（0.5 h + 0.5 h）と操練（1.5 h）の合計14.5hで、 違法（1日当たり14時間超）
休息時間の分割回数	3回に分割されているが、1回目と2回目の分割は操練によるものであるため、連続しているものとみなされ、 適法	3回以上に分割しているため、 違法 ⇒ 休息時間分割協定の締結・届出が必要
休息時間の最長時間	最長時間は3.5hだが、1回目と2回目の分割は操練によるものであり、その合計が6時間であるため、 適法	休息時間の最長時間は3.5hであるため、 違法 （当直基準適用者は休息時間分割協定（最長時間短縮）の対象にならないため）



Q 1 来年4月に向けてどのように準備を進めればよいの？ 社内規定を見直す必要もある？

A. 現行の就業規則等において航海当直の交代や防火操練等の労働時間を割増手当の対象外としている場合や、労使協定において補償休日労働日にこれらの作業を行なうことを規定していない場合で今後従事させる予定がある場合には、来年4月までに見直しを行う必要があります。

また、これらの労働時間は、法令上の把握対象となるとともに、1日当たりの労働時間の上限（14時間）の対象にもなるため、今年度のうちから、これらの時間を把握しておくことが望ましいです。

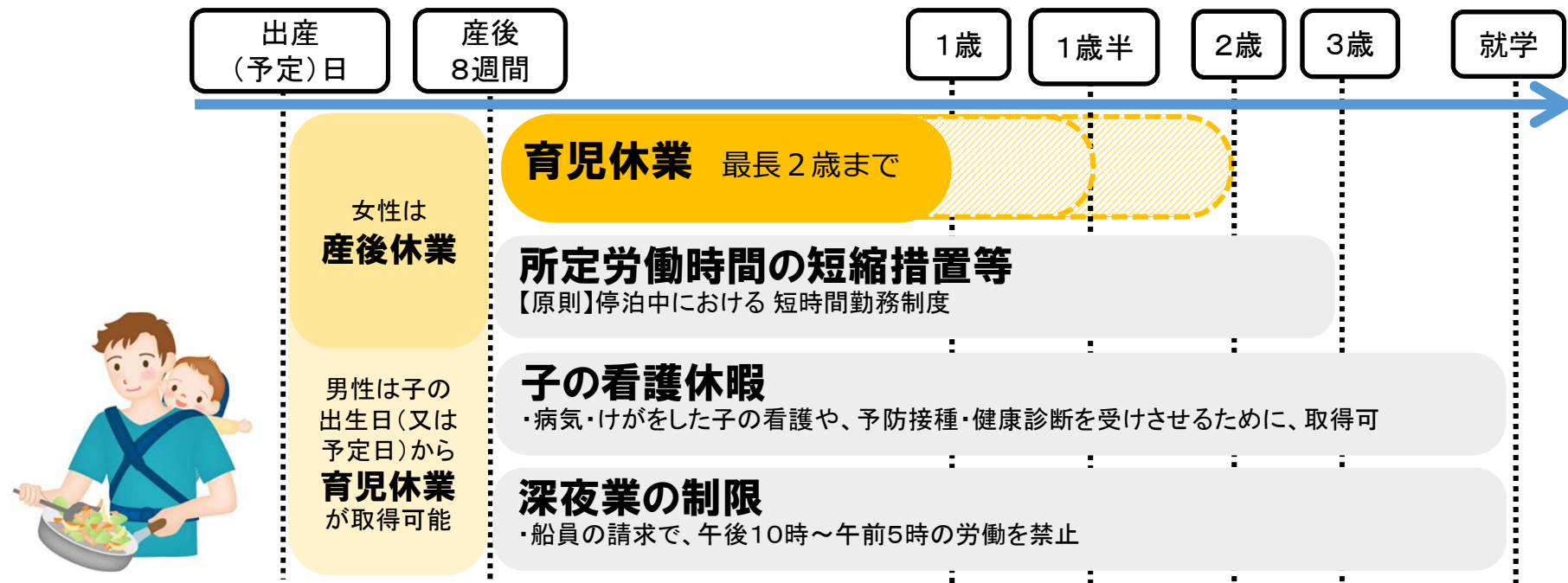


Q 2 法令を遵守するためには、運航計画を変更する必要があるそうだけど、どうすればよいの？

A. 船舶所有者は、労務管理上の措置を講じるため、運航計画の変更等の必要があると認められる場合は、オペレーターに意見を述べなければなりません。その際、労務管理記録簿を基に定量的なデータを示すなど、運航計画の変更が必要な理由について、オペレーターにも理解してもらうことが重要です。

「働き方改革」特設ウェブページに「オペレーターへの意見陳述の手引き」を公表しておりますので、意見を述べる際にご活用ください。

(3) 育児休業制度等の改正



上記に加え、**新たな育児休業制度が令和4年4月から3段階に分けて施行予定**

令和4年4月1日	令和4年10月	令和5年4月
<ul style="list-style-type: none"> ○育児休業を取得しやすい雇用環境の整備 (研修の実施、相談窓口設置) ○育児休業の個別周知・意向確認の義務化 ○期間雇用者の育児休業取得要件の緩和 	<ul style="list-style-type: none"> ○産後パパ育休 (出生時育児休業) の創設 ※育児休業とは別で取得可能 ○育児休業の分割取得 	<ul style="list-style-type: none"> ○従業員数1000人以上の企業における育児休業取得状況の公表の義務化

✓ 国土交通省ウェブページに「船員の働き方改革」特設ページを開設



- ・ 労務管理の適正化に関するガイドライン
- ・ 労務管理の適正化に関するガイドラインの解説
- ・ 船員モデル就業規則
- ・ 労務管理記録簿Excelマクロ
- ・ オペレーターへの意見陳述の手引き 等

以下のコンテンツをアップロード

説明会情報
(説明会資料)

法令改正の概要

お役立ちツール

船員労働の
総合相談窓口

リンク集

お問い合わせ

船員の働き方改革 

URL

https://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_tk4_000026.html

(5)「船員の働き方改革」実現のための支援ツール



船員



船舶所有者(労務管理責任者)



オペレーター

自分の労働条件がわからない

働き方改革を進めたい

船員法を勉強したい

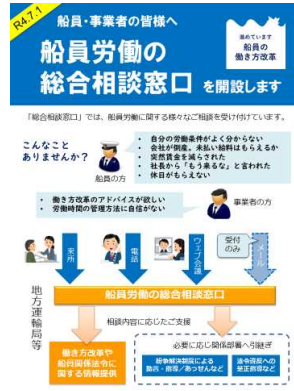
労働条件を見直したい

オペに意見を言う必要がある

労働時間に配慮した運航計画を作成したい



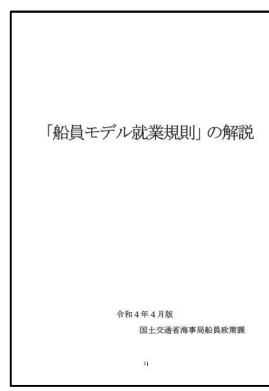
船員労働ハンドブック



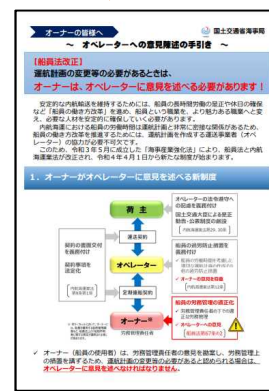
船員労働の総合相談窓口



「船員の労務管理の適正化に関するガイドライン」の解説



「船員モデル就業規則」の解説



オペレーターへの意見陳述の手引き



内航海運の運航計画作成・運用のガイドライン

船員の働き方改革についての説明は、以上となります。

**ご清聴いただき
ありがとうございました。**

船員の働き方改革に関するご相談は、各地方運輸局等に設置した総合相談窓口にて受け付けております。是非ご利用下さい。



船員保険部からのお知らせ

- ①船員の健康づくり宣言（プロジェクトS）
- ②健康づくりサポート（特定保健指導）



船員の健康づくり宣言（プロジェクトS）

○船員の健康づくり宣言（プロジェクトS）とは

自社船員の健康づくりに取り組みたい船舶所有者様がエントリーし、船員保険部や健康づくりの専門職によるサポートを受けながら、**船員の健康づくりを効果的・効率的にすすめる取り組み**です。

船員の働き方改革に向けて、**船舶所有者による船員の健康管理の重要性**が高まってきています。

まずは、船員の健康に気を配り、簡単なことからでも始めてみませんか？



船員の健康づくり、
いつ始めるの～？

今でしょ！



船員保険イメージキャラクター
かもめっせ

船舶所有者による船員の健康づくりの取り組みを支援

選べる2つのコースで、無理なく始められます！

まずは簡単かつ手軽に！できることからチャレンジ！！



エントリー時に、取り組みそうな項目を選択いただき、船員保険部の支援メニュー等もご利用いただきながら、できることからチャレンジしてみてください！

【シンプルコースの基本的な流れ（イメージ）】

エントリー

健康づくり実践

※エントリー時に選択した項目を中心に健康づくりにチャレンジしましょう！

毎年
チャレンジ！



船員保険部より・・・

- ⌘ 定期的に健康づくりの情報をお届けします！
- ⌘ ご希望に応じて、専門職（保健師・管理栄養士）からのアドバイスをご提供します！

専門職からのアドバイスを受けて積極的にチャレンジ！！



自社船員の健康課題を専門職と共有し、どのような対策が必要か、無理なく健康づくりを進めるためにはどうすべきか、的確なアドバイスを送ります！

【アクティブコースの基本的な流れ（イメージ）】

エントリー

初回オンライン面談

※健康課題の把握、支援メニューの紹介、改善策の提案等

健康づくり実践

※エントリー時に選択した項目を中心に健康づくりにチャレンジしましょう！

毎年
チャレンジ！



フォローアップ面談

※エントリーから約6か月後、及び約1年後

船員保険部より・・・

- ⌘ 定期的に健康づくりの情報をお届けします！
- ⌘ 定期面談以外でも、専門職へのご相談を承ります！

お取り組みいただきたい健康づくりの取り組み例はこちらです！

できることからひとつでも、スモールチェンジしてみませんか。

健診 受診

- 生活習慣病予防健診(無料)を推奨する。
- 健診100%受診を目指す。
- 船員手帳の健康証明コピーを船員保険部へ提出する。など



保健 指導

- 特定保健指導対象者へ利用を促す。
- 勤務中にICTを利用した特定保健指導を受ける機会を設ける。
- 健診当日の特定保健指導を受けられる健診機関を利用する。など



健康 教育

- 船員保険部が提供する産業医相談を利用する。
- 船員保険部が提供する出前健康講座を利用する。
- 健康情報を船内に掲示する。など



禁煙 推進

- 船員保険卒煙プロジェクトの利用を推奨する。
- 喫煙室を設けるなど、分煙対策をとる。
- 禁煙外来の補助を行う。など



食事 改善

- 調理担当者に健康レシピを配布する。
- 持込みのカップ麺を春雨スープにチェンジする。
- 甘い飲み物を避け、お茶やお水等を選択する。など



良質 睡眠

- 睡眠や疲労回復に関する情報を船内に掲示する。
- 快眠グッズを船内に配置する。など



メンタル ヘルス

- 外部講師を招いたメンタルヘルスクア講座を受講する。
- ストレスチェックを実施する。
- 船内にコミュニケーションツール(遊具等)を配置する。など



運動 体操

- 勤務中にラジオ体操やストレッチを行うよう推奨する。
- 休憩室等にトレーニング用具を配置する。
- カンタン3分体操(船員保険部HP参照)を実施する。など



船員保険部が提供する支援メニュー(無料!)は、たくさん!

産業医健康面談

申込みできる方
船舶所有者



産業医によるオンライン面談（健康相談）を利用できます。月に1回、船員の健康相談や船舶所有者の健康管理に関する相談等に対して助言を行います。

出前健康講座

申込みできる方
船舶所有者



研修会に講師を派遣し、メンタルヘルスや生活習慣病に関する講座を開催します。生活習慣病予防、メンタルヘルス等、各種テーマをご用意しています。

船員保険卒煙プロジェクト

申込みできる方
被保険者、被扶養者



医師開発アプリを使ったオンラインによる禁煙プログラムを利用できます。禁煙補助剤を用いた禁煙支援で、通院不要、費用無料です。

船員保険電話健康相談

利用できる方
被保険者、被扶養者



医師、看護師等が24時間、医療や健康やメンタルヘルスの相談をお受けします。ご自宅や勤務先の近くなどご要望に沿った医療機関情報もご案内します。

生活習慣病予防健診

利用できる方
被保険者、被扶養者



35歳以上の方はがん（胃・肺・大腸）検診を含む健診を受診できます。一般健診・巡回健診は無料で受けることができます。

特定保健指導

利用できる方
被保険者、被扶養者



健診結果等からメタボ該当もしくは予備群と判定された方に保健師等が様々な働きかけやアドバイスを無料で行います。

さらに、健康経営優良法人の認定でこんなメリットが！

健康経営優良法人認定制度とは、経済産業省や日本健康会議が主導して、優良な「健康経営®」を行う企業・団体等を顕彰する制度です。この認定を受けるには、**船員保険部が実施する「船員の健康づくり宣言（プロジェクトS）」に参加することが条件**となります。

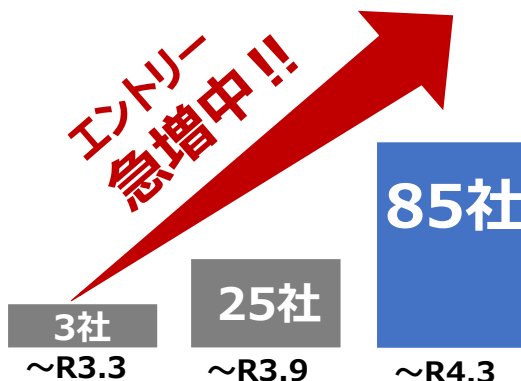
健康経営優良法人に認定されると、主に以下のようなメリットが想定されます。

- ① 企業ブランド（イメージ）の向上
- ② 優秀な船員の確保・採用につながる
- ③ 社内コミュニケーションの活性化
- ④ 船員の長期定着化・パフォーマンスの向上（生産性の向上） など

※「健康経営®」は、NPO法人健康経営研究会の登録商標です。



ぜひ、船員保険の健康宣言（プロジェクトS）にエントリーを！



お申し込みは船員保険部まで

☎ 03-6862-3060

未益（スエマス）・大橋（オオハシ）

健康づくりサポート（特定保健指導）について

生活習慣病の発症リスクが高く、生活習慣の改善により予防効果が多く期待できる方に対してのサポート

●対象者の基準

基準①	腹囲	男性85cm以上、女性90cm以上
	BMI	25以上（体重kg÷身長m×身長m）
基準②	血糖	空腹時血糖100mg/dl以上、Hba1c5.6%以上
	脂質	中性脂肪150mg/dl以上、HDLコレステロール40mgdl未満
	血圧	収縮期130mmHg以上、拡張期85mmHg以上

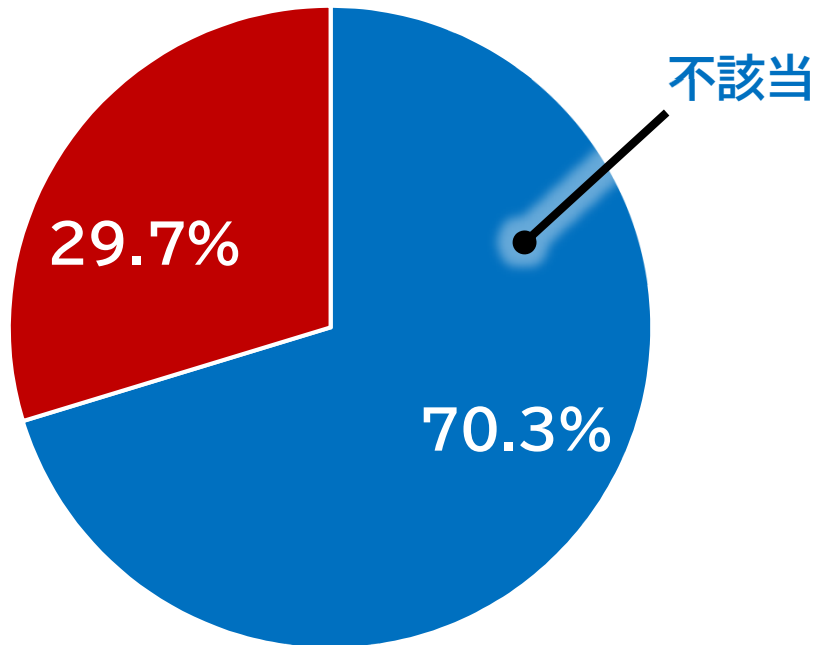
その他喫煙する場合はリスクとしてカウント

該当するリスクの数に応じて保健師等による食事や運動のアドバイス（積極的支援・動機付支援）

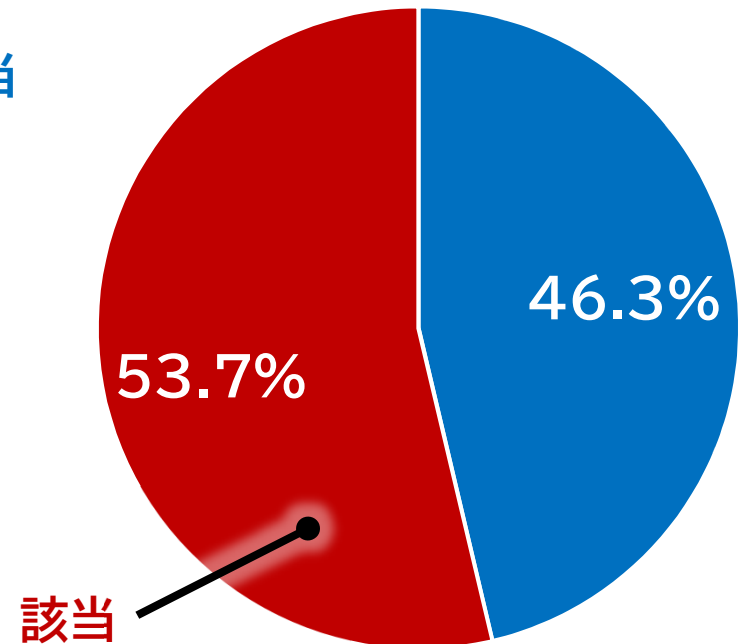
特定保健指導の該当者

生活習慣病予防健診受診者と船員手帳健診受診者の特定保健指導該当者の割合を比較

生活習慣病予防健診受診者



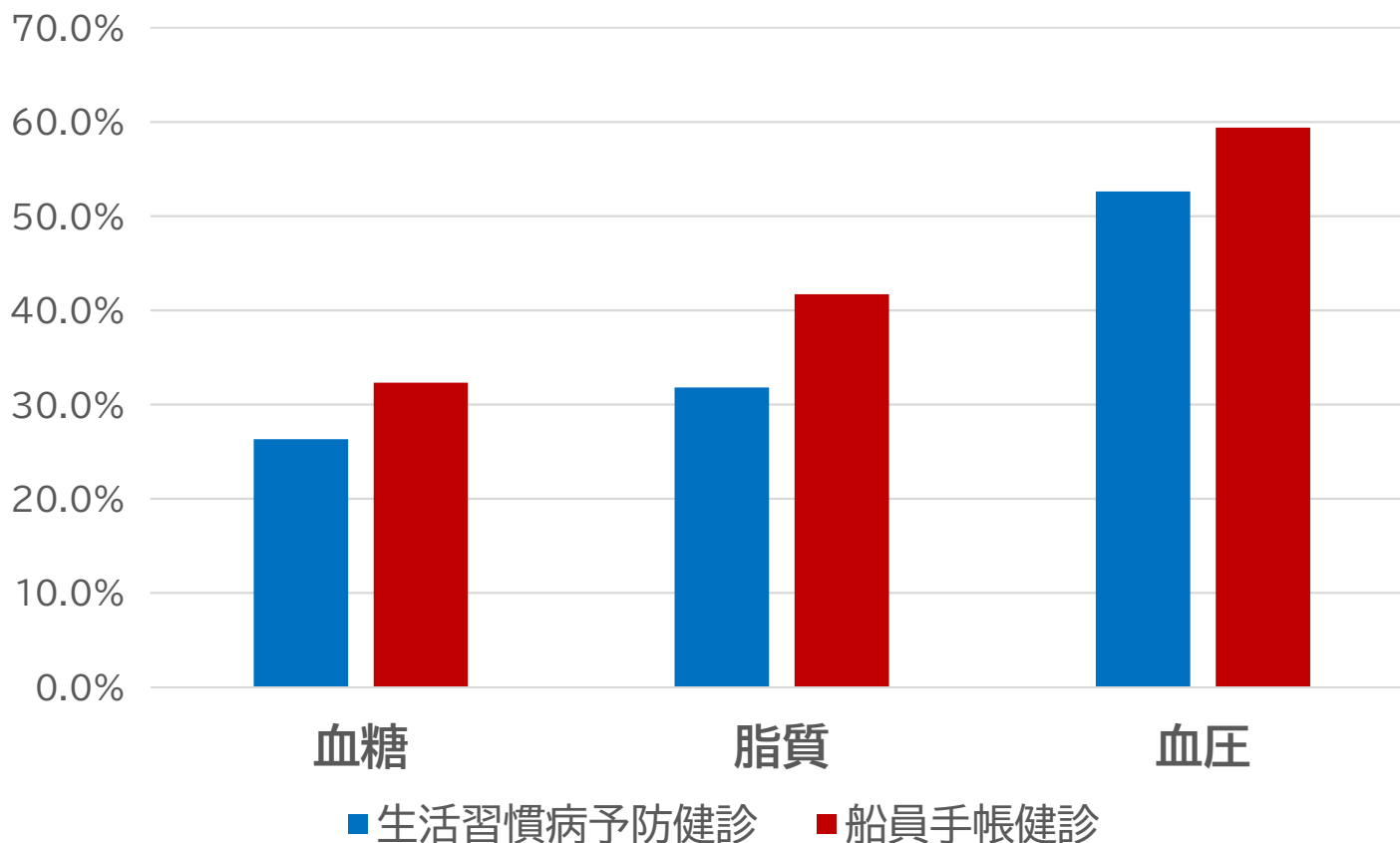
船員手帳健診受診者



船員保険部で健診データを保有する2021年度の被保険者の健診結果データより作成

リスクの保有状況

生活習慣病予防健診受診者と船員手帳健診受診者のリスク保有状況を比較



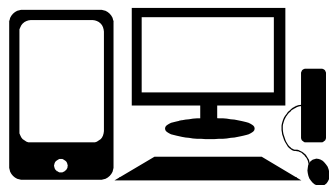
服薬中の場合、リスク保有者に含めず

船員保険の特定保健指導について

◎ご担当者さまへのお願い

保健指導に該当した方にあてに、**船員保険からご案内（利用券）を送付**しています。船員さまに案内が手元に届いた場合、申し込みを検討いただくようお願いください。

①申込方法



- ・2022年度からインターネットでの申込に対応
- ・**スマートフォンでいつでも申込できる**
- ・従来の申込書の郵送提出にも対応

②特定保健指導の委託先

- ・2022年度は保健指導の実施先に**RIZAP社**を追加
- ・オンラインでの実施となるが、通常の保健指導に加え、ジムのトレーナーのサポートが受けられる



とくに船員手帳健診を受けた方におすすめください！